

## 第 46 回 武庫川流域委員会

### 議事録

日時 平成 18 年 7 月 10 日(月) 13:30 ~ 18:40

場所 尼崎市中小企業センター

林 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより第 46 回武庫川流域委員会を開催いたします。

私は、事務局の林でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の出欠の確認でございます。本日は、21 名の委員にご出席をいただいております。池淵委員、長峯委員、茂木立委員の 3 名の方は、所用によりご欠席ということでございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第でございます。その裏面が、本日の配付資料の一覧になっております。それから、委員名簿、ホッチキスどめで、めくっていただきまして、行政の出席者名簿でございます。続きまして、座席表、これが A 4 の 1 枚ものでございます。それから、資料 1 としまして、第 56 回運営委員会の協議状況、これが A 4 の 1 枚ものでございます。資料 2、参画と協働関連施策の 3 カ年の報告 概要版ということで、ホッチキスどめにしておりまして、ページ数で言いますと 12 ページまでございます。資料 3、千種川水系 河川整備基本方針・整備計画 策定フローということで、これも A 4 の 1 枚ものでございます。資料 4 - 1、第 44 回総合治水ワーキングチーム会議の協議結果、これも A 4 の 1 枚ものでございます。資料 4 - 2、第 45 回総合治水ワーキングチーム会議の協議結果、これも A 4 の 1 枚ものでございます。続きまして、資料 4 - 3、千叡ダムの検討ということで、A 3 の横判で、参考の 7 というところまでございますホッチキスどめの資料でございます。資料 5 - 1、これは法西委員からの意見書でございます、ホッチキスどめで、3 枚もので、6 ページまでございます。資料 6、これは住民の方からの意見書ということで、ホッチキスどめで、A 4 の 2 枚ものでございます。

配付資料は以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか - -。

本日の委員会は、午後 5 時までを予定しております。議論の状況によりましては、延長もさせていただくということでお願いをいたしたいと思っております。

本日は、次第にございますように、流域関係 7 市のヒアリングということで予定をしております、本日、7 市の助役さん等にそれぞれご出席をいただいております。大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

ここで、各市代表の方を、それぞれ 1 名ずつで恐縮なんですけれども、お名前を読み上げさせていただきます。

神戸市からは、中島河川課長様。

尼崎市からは、白井市長が、2時50分ごろお見えになるとお聞きをしております。

西宮市からは、河野助役様。

伊丹市からは、濱片都市基盤部長様。

宝塚市からは、村野助役様。

三田市からは、竹内助役様。

篠山市からは、稲川助役様でございます。

それでは、議事に移らせていただきます。松本委員長、よろしくお願いいたします。

松本委員長 ただいまから第46回武庫川流域委員会の議事を始めさせていただきます。

本日は、先ほどご紹介のように、流域7市の市長、助役さん等にもご出席いただき、この流域委員会は8月末には県の原案作成に向けての提言書を取りまとめるという段取りになっておりますが、その大詰めの段階で、流域7市の総括的なご意見をお伺いしたいということで、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私たちの委員会は、全体委員会は、きょうを含めて、あと、7月、8月で4回を予定しております。これまでに既に全体委員会はきょうが46回目でございますが、流出解析、あるいは総合治水のワーキングチームの会議、そして、環境、まちづくり、森林・農地のワーキンググループ、そして公聴会であるリバーミーティング、さらには全体の運営をつかさどっている運営委員会等々の会議で、これまで2年余りで200回を超える審議をしてまいりました。ようやくにして、この武庫川の超長期にわたる整備の方針、そして向こう30年の整備計画の内容についての治水、利水、環境、そしてまちづくりの視点からの諸課題を取りまとめる段階に参りました。詳細につきましては、各委員会開催ごとに7市とも初回から全体委員会にオブザーバーとしてご出席いただきまして、既にご承知のことと思いますが、私たちとしましては、何とかこの武庫川で、流域の住民と自治体とが安心して暮らしていける、そして武庫川をよりこの地域の重要な河川としてつながりを深めていけるような整備計画をつくるべく努力をしております。

きょうは、後ほどそうした方針の考え方についてご意見を賜うことにさせていただきます。

きょうは、また久方ぶりに県の県土整備部の原口部長さんにもご出席をいただいております。実は、何回か前の委員会で、ことし4月から担当になられた五百蔵副知事にぜひご出席していただいて、委員会との意見交換をしたいというふうに要請をしておりましたが、何分短い日程の中での委員会の日程に合わせる事が不可能で出席できないということで、

きょうはかわりに原口部長においでいただいております。後ほど部長からは、私たちの副知事に求めていたご意見等についてもご紹介をいただきたいと思っております。

本日は、そういうことで、7市のヒアリングを中心に委員会運営を進め、後ほど総合治水対策についての幾つかの懸案についての審議もさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、本日の議事骨子と議事録の署名人の確認をさせていただきます。

きょうは、私と、川谷委員にお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

本日の議題の提案にかえまして、7月7日に開催しました第56回運営委員会の報告をさせていただきます。資料1に概要を記載しております。

この運営委員会では、6月30日付で、この委員会の任期延長と提言書の取りまとめの2カ月延期に関しましての現在の審議状況、これからの審議スケジュール、審議課題等々について、諮問者の知事に報告書を提出しました。これは事務的な報告書ですので、ご説明は割愛させていただきます。また、ワーキングチームの協議結果については、後ほどの審議の際にご紹介をさせていただきますが、本日のヒアリングにつきましては、冒頭に各7市、下流から順次10分か15分程度の時間で総括的なご意見を伺った上で、その後、テーマごとに順次委員の皆さん方から質疑をしていただいて、意見交換をさせていただきたいと思っております。

懸案事項でありました武庫川の整備計画についてパブリックコメントという手続を行うかどうかということに関しましては、前回議論をいたしました。が、県の方から改めてパブリックコメントの取り扱いについての検証結果、並びに武庫川流域委員会での対応の方針について、本日はご説明をしていただくことになっております。

また、前回並びに前々回、まちづくりと環境のワーキンググループから提案をさせていただきましたが、追加等々の報告につきましては、もう少し先延ばしして、次回にさせていただきます。

以上、主な本日の議題にかかわることについてのご報告とさせていただきます。

この件についてご意見がございますでしょうか。パブリックコメント、あるいは千叡ダムの治水活用の検討に際しましては、後ほどの議事の中で詳細にご報告をさせていただきます。

特にないようでしたら、そのような方向で本日の議事を進めさせていただきます。ありがとうございました。

冒頭に原口部長から、この委員会の任期の延長、あるいは提言書の取りまとめの延期等々の過程で、委員会と県との間で幾分そごが生じたことが本委員会でも議論をされましたが、その辺の経過と県のこの委員会とのかかわりの方針等を含めてお話をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

原口 県土整備部長の原口でございます。

まず、武庫川流域委員会の松本委員長初め各委員の皆様方におかれましては、先ほど委員長からもご紹介がございましたように、ワーキングチームも含めると延べ 200 回を超える回数ということで、大変精力的に委員会活動を展開していただいておりますことを心から厚くお礼を申し上げたいと存じます。

先ほどお話がございましたように、この 4 月に担当副知事が藤本前副知事から五百蔵副知事にかわりましたので、流域委員会に出席して意見交換をしたいという強い要請がございました。スケジュール調整をしておりましたが、なかなかかないませんので、私がきょう出席させていただきまして、流域委員会からの提言に期待する点、あるいは提言を踏まえてのこれからの取り組みなどにつきまして、県の考え方を述べさせていただきたいと考えております。

まず、委員会のスケジュールの延長の件でございますが、当初 6 月末を目標に進めていただいておりますが、先般の委員長と知事との会談におきまして、8 月末までスケジュールを延長して提言を取りまとめていただくということになりました。提言をいただいた後に県が河川管理者としての河川整備基本方針、整備計画を取りまとめをいたしまして、その段階でもう一度流域委員会のご意見をいただく。こういったことで、8 月以降も、年度内を目標にこの流域委員会の活動を続けていただくということで、委員の先生方、大変お忙しい中ではございますが、これまで同様ご尽力をよろしくお願ひしたいと存じます。

流域委員会に期待しております県の考え方でございますが、申すまでもございませぬが、委員会設置にあたりましての諮問理由に記載しておりますように、武庫川流域の総合的な治水対策を初め武庫川の河川整備のあり方につきまして、参画と協働の理念に基づき、責任ある立場で議論されることを期待し、委員会を設置したものでございます。

最近新聞で、委員会と県幹部の間で意向のずれがあるのではないかという運営委員会のご指摘が報道されておりましたが、県の流域委員会に対します考え方、期待といたしましては、今、諮問理由を紹介させていただきましたとおりでございますが、そういった諮問理由に沿った形で委員会の議論を重ねていただき、委員の皆様方の意見が集約された段

階で、県といたしましては、流域委員会の提言を最大限尊重いたしまして、今後の河川計画に反映していきたいというふうに考えておりました、こういった姿勢なり考え方につきましては、当初から全く変わっておりません。もちろん、副知事が交代をしたからその考え方が変わるということはありません。

そういった県の考え方をご理解の上、今後も委員会の提言の取りまとめにご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、尼崎市長さんが後ほどご出席をいただくことになっておりますが、流域7市のそれぞれの責任ある立場の方が出席をされております。この7市におかれましては、委員会当初から毎回担当の部長さん方にもご出席をいただき、大変なご協力をいただいております。この場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。本日の委員会でのヒアリングでは、市民に身近な立場におられます各市の責任ある立場の方から率直なご意見をいただきまして、この委員会の議論がさらに深まりますことを期待いたしております。どうかよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、これまでの委員の先生方のご尽力に心から感謝申し上げますとともに、河川管理者といたしましては、流域の県民の方々の安全、安心を確保していくためにも、できるだけ早く河川の整備計画をまとめたいというふうに考えておりますので、8月末の提言に向け大詰めの段階を迎えておりますが、今後とも議論、取りまとめをよろしくお願いいたします。私からのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

松本委員長 ありがとうございます。ただいまのお話は、ごあいさつとご報告ということで承ってよろしいでしょうか - -。

では、承らせていただくということで、終わらせていただきます。

早速審議に入らせていただきます。

本日は流域7市のご代表の方々からご意見をいただきたいと思っておりますが、その前に私の方から本日ぜひ伺いたいという点について、幾つか論点をお話しさせていただきます。

先ほどからお話をしていますように、当委員会は、2年3カ月に及ぶ審議の過程で、旧来の河川整備のやり方から大きく転換して、ちょうど10年を迎えております河川法の大改正の趣旨にのっとり、今部長からお話がありましたように、兵庫県の県政の重要な柱である参画と協働の立場から、住民参加で徹底的な議論を行って、整備計画の策定へ向けての

提言、そして後ほど提示される県の原案に対する答申を目指しております。

少なくとも武庫川では、流域全体で総合的な治水を行うということを整備計画の第一の観点にしております。整備計画を策定するプロセスとしては、流域の自治体並びに住民の参画によって徹底的な議論を行い、その審議の過程で河川管理者とも十二分に意見の交換を行いながら、委員会の一方的な提言に終わらないよう、委員会の提言がしっかりとした計画として結実するように審議を進めてきました。結果として、膨大な会議の開催と 1,000 時間を優に超える審議時間を積み重ねることになったのだと思っております。

このような審議の中から、私たちは、まず流域で、流出の抑制、川に洪水が入っていくのをできるだけ抑制しようというために、森林、あるいは農地、水田、あるいは公園とか学校のグラウンド等々の流域の多様な施設を活用して流出抑制に努めるという流域対策に随分多くの時間を費やしてきました。また、河道の対策につきましては、河川管理者の提案に基づき、堤防の強化、とりわけ天井川である武庫川の下流域の皆さん方の不安である破堤を防ぐための堤防の強化、あるいは狭隘部、ネックになっている部分の拡幅等々の対策も含めて、河道対策が極めて重要であるというふうに認識して討議を進めてきました。さらには、それによっても対応できない部分を洪水調節施設によって対応せざるを得ないと考えておりますが、新しいダムということにすぐに行く前に、まずそれ以外の方法はないかという諮問の趣旨に基づいて代替策を徹底的に検討してきました。その結果として、幾つかの遊水地案が生まれ、さらには武庫川の支流にある既存の 5 つの利水ダムを治水に活用するというふうな提案をして、審議をしております。

そういう観点から、私たちは、治水、利水、環境に加えて、まちとの整合性、まちづくりの視点からの整備計画を取りまとめ、既にまちづくりのワーキンググループ、あるいは環境のワーキンググループからは、こうした視点からの提言書のたたき台となる原案が委員会に順次報告をされております。

本日は、そのような委員会の提言の方向について、流域の各市のお立場から総括的なご意見を賜りたい。残る期間はわずかでございますが、そうしたご意見をどのように提言に反映していくかということについて、さらに審議をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

本日は、下流域の自治体の方から、まず総括的なご意見を順次伺わせていただきたいと思います。その後、取りまとめて、休憩した後、委員の方からテーマ別に質疑をさせていただきたいと思います。ただ、地元尼崎市の白井市長が 14 時 50 分ぐらいにお見えになっ

て、40 分ぐらいしかおられないということなので、尼崎市さんにつきましては、市長が来られて、ご意見を伺い、質疑も、市長の発言の後、先に行わせていただくというちょっとイレギュラーなことはご了解をお願いいたします。

では、まず西宮市さんからお願いしたいと思います。河野助役がご出席いただいております。それ以外に、本日は、上野下水道部長、下水道部の向井係長にもご出席いただいております。

河野 ただいまご紹介をいただきました西宮市助役の河野でございます。

山田市長にかわりまして、冒頭一言皆様方に御礼を申し上げさせていただきます。

武庫川流域委員会の松本委員長様を初め各委員の皆様方や兵庫県及び関係機関の皆様におかれましては、武庫川の治水につきまして、準備会議を含め 3 年にわたり熱心なご審議をいただいておりますこと、まずこの場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、西宮市は、武庫川の下流に位置しておりまして、これまで昭和 58 年、また最近では平成 16 年の台風 23 号など、たびたび大きな被害を受けているところでございます。特に、天井川となります下流域は、高度に土地利用がなされておりまして、多くの市民が居住し、資産も集中しておりますことから、武庫川の治水安全度の向上は住民の強い願いでございまして、このことにつきましては市議会におきましてもたびたび議論されてきたところでございます。

先般、ホームページで公表されております武庫川の浸水想定区域図では、本市南東部市街地の大半のエリアが浸水する区域となっております。市民の不安は非常に大きくなっております。市といたしましても、武庫川沿川の市民が一日も早く安全で安心して暮らせるよう、現実的で効果のある整備計画が策定され、武庫川の治水安全度が早急に引き上げられることを切望しているところでございます。

具体的な内容についてでございますが、まず初めに、委員会が示されました河川整備基本方針の計画規模 1 / 100 につきましては、都市づくりの基本を考える規模として妥当ではないか、このように考えております。また、基本高水の数値につきましては、さまざまな視点からの議論がなされた結果でございまして、こうして決定された数値であります 4,651m<sup>3</sup> / s につきましては、適切な数値であると、このように考えております。

次に、整備計画の治水安全度についてでございますが、現在一級河川の淀川流域では 1 / 200 の整備が目指されておりまして、こうした中で、武庫川流域の人口、資産、社会資



本集積状況を見ますと、淀川流域とほぼ同程度ではないかと考えるところでございます、ひとたび洪水が発生した場合の被害ははかり知れないものがあると。このようなことから、今後 30 年間に武庫川で整備される治水安全度につきましては、1 / 30 を目標に実現性の高い対策を早期に実施していただくことを熱望いたしたく存じております。

また、委員会が取り上げられました学校や公園などを利用した貯留対策、農地、ため池を活用しました流出抑制対策は、大変重要なものであると考えております。しかしながら、このような流域対策につきましては、1 つには、農業従事者を初め多くの所有者の協力、また私有財産への制約のための法整備、対策を推進していただくための補助制度などが必要でございます。2 つ目には、特に本市におきましては、流出抑制対策の対象地域が北部に限られるといったこともございまして、北部地域で見ますと、この面積が小さいのではないかと。このようなことから、有効性が少し低いのではないだろうかという意見を持っておりまして、流域対策が普及して効果があらわれるまでには相当な時間を要するのではないかと、このような見解を有しております。

したがって、一刻も早い整備計画の実現を望む西宮市としましては、流域対策としての効果は期待が少ないのではないかと、このような感想を有しているところでございます。

なお、これらの事業実施におきまして、河川管理者から流域市に費用負担が求められるというようなときには、本市は被災市でもありますし、財政状況が非常に悪化しているという状況にございますので、現段階においては新たな財政支出は困難な状況にございますので、この点はぜひともご理解を賜りたい、このように存じているところでございます。

以上申し上げましたように、委員会におかれましては、さまざまな環境に配慮しながらも一刻も早く周辺住民が安全で安心して暮らせるよう、1 / 30 の治水安全度となる提言をお願いいたしたく存じております。

なお、せっかくの機会でございますので、この場をおかりいたしまして、兵庫県に要望させていただきたいと存じております。県におかれましては、河川管理者としての責務において、一日も早く確実に治水効果があらわれる対策を取り入れた整備計画の策定を要望いたしたく存じます。

西宮市としましても、流域関連各市とともに、このような整備計画が早期に策定されますよう、できる限りの協力をしてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

松本委員長 ありがとうございます。質疑の方は、後ほど改めてさせていただきます。  
引き続き、伊丹市さんの濱片部長さんをお願いしたいと思います。

濱片 伊丹市の濱片でございます。

当流域委員会におきましては、先ほどもお話がありましたように、2年3カ月という非常に長い時間をおかけになって精力的に議論していただいたということにつきましては、この場をおかりしまして改めて厚く御礼を申し上げます。

少し各論めいたことになるかもわかりませんが、伊丹市としましては、この武庫川をどうしていくのかということにつきましては、流域におられる住民の皆様方の生命、財産を守ることがまず第一ではないかと思っております。その方々が生活を流域でしていくという意味の環境を守っていくということもあわせて大事ななというふうに思っております。したがって、整備計画規模につきましては、上流域一貫した整備を基本とし、1/30の計画規模が妥当ではないかと思っております。

流域対策につきましては、学校、公園の雨水貯留というようなことが4ケースほどの比較で検討されておりますけれども、これの利用率が少し高いような気もいたしております。100%の機能が確保できれば、それにこしたことはないと思っておりますけれども、本当にそれが可能かどうかというところについての大きな問題があるのではないかと考えていますので、もう少し実現性の高い利用率を選ぶべきではないかと考えております。

また、ため池や水田、50%あるいは70%から10%といった利用率も検討されておりますけれども、これらにつきましても、地権者の協力等のことを考えますと、実現性は余り高くないのではないかなど。本当にできるような機能といえますか、そういうことを考えた方がいいのではないかとというふうに思っております。

次に、洪水調節施設、遊水地ですけれども、県が有しておられるところについてはいいと思っておりますけれども、圃場整備が済んだ優良農地を対象にしていくというようなことにつきましては、農村の保存や育成というようなことを考えあわせると、地権者の同意が本当に得られるのかというところを非常に危惧するものであります。

既存ダムにつきましても、容量を低下させるということの水源の確保、安全度といえますか、そういうような心配もございまして、洪水のいざというときに水位を下げた場合、その水位が本当に回復するのかどうかというようなところにつきましては、ダム管理者との十分な協議が必要ではないかと考えております。

そういうようなことを考えますと、いろいろ問題はあると思っておりますけれども、その問題

が、本当に実現性の高いところまで確保できる見通しといたしますか、対象施設として検討していくのはいいですけども、余り高望みをするのではなく、実現性の高いような位置づけで、機能をそこに付加していくというようなことが必要ではないかと思っております。

本当にそれが可能かどうかを考えますと、決してそれにかわるものが新規ダムというふうには思っておりませんけれども、またダムだけが最善策とは決して思っておりませんけれども、治水対策上の安全性を確保していくということを考えれば、選択肢の一つとして念頭に置いておかなければならないのではないかと思っております。

いずれにいたしましても、実現性のある整備計画をまとめていただくようお願いいたします。意見をさせていただきます。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。後ほどまたご質問させていただきます。

次に、宝塚市さんは、きょうは村野助役に来ていただいております。あと、建設部長の秋山さん、水政課長の足立さんにもお越しいただいております。よろしく申し上げます。

村野 宝塚市助役の村野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

武庫川流域委員会の委員の皆様には、これまで大変な熱意を持ってご審議をいただいておりますことにまずもって心から敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本市に関連しますことを中心に、意見を述べさせていただきます。

宝塚市にとりまして武庫川は、北部地域におきましては武庫川溪谷を形成しておりまして、南部地域では市街地の中心を流れるという、すばらしい河川空間として本市のシンボルとなっているところでございます。特に、中心市街地では、武庫川の親水空間の利用を目的といたしましたマイタウン・マイリバー事業を推進しております。また、整備が完了いたしました河川の高水敷は河川敷公園として多くの市民が利用をしているところでございます。そして、宝塚市では水を生かしたまちづくりというものを進めるために、市域内の水を環境、親水、治水、この3つの視点でとらえた水のマスタープランを策定いたしまして、武庫川における総合治水対策にも寄与をしているところでございます。

このように、武庫川は、宝塚市民に潤い、また安らぎと与えまして、生活環境上かけがえのない存在となっております。しかし一方で、大雨のときには市民に大きな脅威を与えております。宝塚市でも、これまでに多くの災害に見舞われてきました。

本市における最近の水害について、少し触れておきたいわけですが、昭和 58 年の台風 10 号では、降り始めからの総雨量が 364mm を超えまして、市内各所において浸

水し、床上浸水 76 棟、床下浸水 114 棟、全半壊 5 棟という大きな被害が出たところでございます。平成 16 年の台風 23 号では、北部の西谷地域で、24 時間雨量が 227mm、連続雨量は 294mm を記録いたしまして、主に武田尾地区において、床上浸水等の被害があるなど、これまでの二十数年間で大きな洪水被害を 3 回も起こしているところでございます。

したがいまして、武庫川の治水面においての安全確保は、本市にとりまして大変重要な課題であるというふうに認識をいたしております。武庫川の安全対策であります総合治水につきまして、当委員会のなるべく早い提言を期待しているところでございます。

さて、当委員会で検討されております総合治水対策についてでございますけれども、まず基本方針に定めておられます甲武橋地点での基本高水水量が  $4,651\text{m}^3 / \text{s}$  に決定されたことにつきましては、被災をしております経験市として、妥当なものとして一定の評価をしているところでございます。先ほども述べましたが、平成 16 年の台風 23 号では、24 時間雨量が 227mm を記録していることを考えますと、当委員会で検討されております 100 年に 1 回の豪雨であります 24 時間雨量 247mm は、近い将来起きる可能性が強く、現実に即した、できるだけ高い目標流量の設定が望まれるところでございます。

また、整備計画目標流量でありますけれども、現在本市の市街地におきましては、整備規模を  $1 / 17$  としておりますが、平成 16 年の台風 23 号のときに、本市の中心部に位置します南口、中州地区で、水位が護岸天端から約 1 m のところまで上昇いたしたために、避難勧告を発令いたしております。そういう経験を踏まえますと、 $1 / 20$  では不安を払拭できません。少なくとも  $1 / 30$  の整備計画目標流量で整備をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

次に、治水対策についてでございますが、本市といたしましては、安全の規模をどこに置くのか、確実な対策が早期に実現できるのか、また費用負担はどうなるのかといった視点に考慮いただき検討をいただきたいというふうに考えているところでございます。

それぞれの対策について意見を述べますと、まず流域対策での学校や公園、また水田やため池の貯留につきましては、官有地については、費用と利用者のコンセンサスの問題をクリアできれば実施可能と考えますが、水田等の民有地につきましては、個人の意思に頼るところが多く、確実な対策になり得ないのではないかとというふうに危惧をしておるところでございます。

河道対策につきましては、本市においても有効な対策であると考えておりますが、引き堤につきましては、武庫川の下流域は堤防間際まで既に宅地化されているために、用地の

確保が困難であるとともに、住民の生活環境に影響を及ぼすのではないかというふうに懸念をしているところでございます。

既存ダムの活用につきましては、これも有効な方策であるとは考えておりますが、実施に向けましては、それぞれ課題があるものと考えております。本市におきましては、利水の川下川ダムと深谷池が検討対象となっておりますが、いずれも流域面積が小さいこと、本市の水源として非常に重要であることから、治水活用は困難ではないかと考えております。また、本市域に位置しております千苅ダムのことにつきましては、建設の際神戸市と当市の波豆村など地元の交渉過程で、さまざまな経緯があったことは承知しておりますが、その後双方で解決に向けて努力し、現在の状況に至っており、これまでの歴史等を考えますと、うまいぐあいに治水転用が実現できるとは思えず、本市から特段のアクションということは考えておりません。

以上のことをご賢察いただきながら、治水対策メニューであります流域対策、河道対策、そして洪水調整施設のそれぞれの分担流量の合計が計画流量に不足する場合には、新規ダムも視野に入れた検討をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

最後に、武庫川の河川整備方針の影響をまともに受けます本市武田尾地区の住民にとりまして、新規ダムの位置づけが明確でない現状は、生活設計に大きな不安要因を抱えた状況となっております。また、武庫川流域住民には、最近の集中豪雨、また巨大台風などの異常気象を考えた場合、今のままで大丈夫なのか、早く整備をしてほしいという不安の声もでございます。つきましては、武庫川流域委員会の皆様には、大変重要な審議を重ねておられるということは十分承知しておりますが、武庫川流域の市民が安全に、そして安心して暮らしていけますように、武庫川河川整備についての方針等を早急に取りまとめさせていただきますようによろしくお願い申し上げまして、宝塚市の意見とさせていただきます。

松本委員長 ありがとうございます。質問はまた後ほどまとめてさせていただきます。

引き続きまして、神戸市さんをお願いしたいと思います。神戸市さんは、建設局の下水道河川部の中島河川課長においでいただいております。よろしくお願いいたします。

中島 まず最初に、当委員会が本日ヒアリングということで、その趣旨からしますと、総合的な行政について意見が述べられるものというご趣旨であったと思っております。私ども、お話をお伺いして以来調整をしたわけでございますけれども、当日全国的な東京での会議に出席する者等々ございまして、本日はこのような形になりましたこと、非常に申しわけなく存じております。ただ、できる範囲の調整はしてまいったつもりですので、意

見を述べさせていただきます。

神戸市につきましては、以前にも述べましたけれども、武庫川の流域約 500km<sup>2</sup> のうち、神戸市域がそのうち 18% 近くを占めております。神戸市域のうち、20% ぐらいが市街化がされている。そういう意味で、上流域の流出に対して影響を持つ区域になっております。ただ一方で、神戸市域の武庫川が流れているあたりを見ますと、全体的には調整区域が多うございまして、近いところでは 2 年ほど前にも一定の被害を受けているところがございます。

武庫川の整備基本方針、あるいは基本高水の考え方は、これまでお話を伺ってきておりますが、おおむね妥当なものとして判断しております。また、整備計画につきましても、下流の皆様のいろんな実情をお聞きする中で、1 / 30 程度の整備計画を目指すということは妥当ではないかというふうに考えております。

神戸市域の河川というのは、現状、大きく言えば、10 年 1 程度でございます。これも、早急に河道改修を中心とした河川改修をして、安全性を確保していただきたいわけでございますけれども、今までのお話をお聞きしますと、やはり下流を優先するという考えにならざるを得ぬのかなということは思っております。

総合治水、流域対策についても、今まで各市さんがお話になっておりますけれども、学校、公園、防災調整池といった公的なものと水田、ため池といった私的なものとを少し考えを変えて議論していかないと、その担保性に問題があるものと考えております。総合治水を図っていこうという考え方自身は、以前より全く異論はないわけでございますけれども、河川管理者、あるいは管理者を離れた立場でも、兵庫県さんが指導というか、タクトを振っていただく中で、流域市として我々がパートナーとして協力するといった関係が必要であろうと考えております。

防災調整池につきましては、先ほども言いましたように、神戸市域は、過去より住宅団地の開発は進んできているわけですが、我々は 1 / 30 の河川改修ができるまで、調整池を民間開発者に設置を義務づけ、管理を義務づけているわけでございます。ところが、さっき言いましたように、おおむね 1 / 10 でとまったままになっているということから、開発指導行政には苦しい面が出てきております。ただ、以前も述べましたけれども、調整池がつぶれてしまうということは、治水安全度に影響がございますので、協議が整ったものについては、民間が持っている調整池を神戸市が引き継いで、今後の流出抑制に役立てていく担保性を確保するという努力もしていく方針を打ち立てて、今努力をしていると

ころでございます。

千苅ダムについて、最も大きなご興味というか、過去お話を聞いておりまして、議論になっていることは十分承知しております。武庫川の 5 分の 1 の流域を千苅ダムとして水をためて、利水のみを活用し、治水には何の役にも立っていない。そういう構図であること自身は否定はできませんけれども、大正 8 年の昔より、国、県等との協議によりまして、いろいろ許可も得てやってきた長い歴史がございます。そういった中で、今回、治水活用のすべしという議論が出てくるといって自身は、背景はよくわかります。それを私ども何もやみくもに拒絶していることではございませんが、過去に文書回答もしましたし、2 回のヒアリングにも水道事業者が参って、その中で申し上げましたように、具体的な課題の解決策というところを一緒に考える土台というか、もう少し具体的な提案というか、そういったものをいただかない現状では、余り積極的、前向きな話が出ていない実情です。その辺はご理解いただきたいと思えます。

いずれにしても、やみくもに拒絶するというふうなスタンスではないことをご理解いただきたいと思えます。

新規ダムについては、現在の計画が、治水安全上からすれば、相当程度効果があるものと私どもも思うんですけれども、過去、私もこの場でオブザーバーの席で何十回と聞いておりますが、環境の問題が大きく取り上げられております段階では、いま少し検討が要るものと思えます。ただ、そういった中で、1 / 30 の整備計画の数字合わせといったものをしていくのがこれからの正念場、難しいところかと存じます。

とりあえずは以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。次は、三田市さんをお願いしたいと思います。

三田市さんは、竹内助役においでいただいております。経済建設部の久下建設課長さんにもおいでいただいております。よろしく申し上げます。

竹内 三田市助役の竹内でございます。

先ほど県の原口部長さん、また各市の助役さんが言われましたように、2 年 3 カ月の中で、この委員会が 46 回、ワーキンググループを含めて 200 回と、大変熱心にご協議いただいております。そのご努力に対しまして、深く敬意を表するところでございます。

三田市は、武庫川の上流市でございます。武庫川における総合治水対策についての意見を述べさせていただきたいと思えます。

ご承知のとおり三田市につきましては、六甲山系の地形的な障害がありまして、阪神間

がどんどん都市化する中で、豊かな自然が残された農村地域でございましたが、40 年の前半、県政振興計画、また近畿圏の整備計画によりまして、この地域に一大ニュータウン計画が推進されました。特に、阪神間の人口の過密と丹波、但馬の前進基地といった中で、大きな公的開発が行われたわけでございますが、その中でも最大の課題は、武庫川の流域の治水対策です。武庫川は、三田市の南北を貫通する重要河川でございまして、多くの支川が武庫川に渡りながら下流地域の方に流れている。そういった状況でございます。

その中で、県当局とも協議をしながら、調整池の設置問題、武庫川の河川改修、支流の河川改修等、35 年程度経過いたしまして、ようやく三田市の自然景観なども整えられるという状況になってきたところでございます。

また、三田市の場合、ニュータウン開発にあわせまして、いろいろな条件整備で、県でも何兆円という大きな事業費が投下されたわけでございます。福知山線の複線電化でありますとか、河川改修はもとより、特に青野ダム建設というのがございました。地権者のご了解をいただく中で、十数年の歳月を要しまして、多くの農地、家屋が水没したわけでございますが、62 年に給水開始ということになりました。

そういった中で、三田のまちづくり、人口伸び率全国第 1 位という形で、年間五、六千の人口増がございまして、平成 8 年までの間に人口が急激に伸びました。今、人口が 11 万 4,000 人で、ここ一、二年やや減少ぎみという形でございまして、三田市も成長から成熟のまちづくりといったことを進めているところでございます。

こういった中で、特に治水対策でございますが、武庫川の 1 次河川改修も終わっておりまして、ダムの治水機能で、三田市では、今まで市街地あたりは浸水が常時あったわけでございますが、おかげをもちまして、大きな災害による被害というのは免れているところでございます。23 号台風にも、青野ダムの方でかなりの貯水機能を発揮いただきまして、神戸市境の下流地域で水没があった程度で、ダムのおかげで、三田市の方は助かっている状況でございます。

また、三田市の今のまちづくりの中で、ニュータウンは人口が約 5 万 7,000 人で、半分ぐらいなんですけれども、ニュータウンの整備は全部終わっておりますが、人口計画としてはあと 2 万人ほど残っているようでございます。テクノパーク等につきましては、既に全部終わりました、34 社が操業開始となりました。ニュータウンについては、人口がまだ少し張りつく余地が残っていると。

こういう状況でございまして、三田市のまちづくりといたしましても、市街化区域、調



整区域、一部無指定区域があったんですけれども、平成 10 年に全地域を都市計画区域という形で、今開発を抑制しております、民間開発なども今のところはほとんどないような状況でございます。また、市域の約 80% が山林と緑地ということで、森林ボランティア等によりましての里山保全活動も定着いたしまして、現在森林の保全というのが三田市のまちづくりの大きな要素として積極的に努めているような状態でございます。

しかし、先ほど来いろいろ出ていますように、地球の温暖化等によりまして、従来予測できないような集中豪雨がいつどこで起こるかわからない。こういった中で、どのように対応していくかというのは大きな課題でございます。三田市も、流域の関連市の一市といたしまして、早急な河川対策が必要であろうと認識しているところでございます。

この流域委員会での流域対策で議論されている問題でございますが、まず整備計画は、三田市の区間については、当時の計画の地先評価では 1/10 で整備ができていますが、今回の計画での甲武橋地点の評価に置き換えると、一部区間は 1/30 の流下能力を持っていると伺っております。上下流のバランスを考えていけば、できる限り 1/30 の対応をすることで、治水の安全が確保されるのではないかと考えております。

そのほか、学校、公園等の貯留でございますが、三田市では、二、三校でそういった貯留施設を設けておりますが、他の学校においては、まだまだこれから検討を進める必要があると考えております。しかし現実には、貯留施設及び排水施設を含めた改築経費は、先ほども出ていましたように、今市町村は大変な財政問題を抱えておりまして、今後早期にやっていくということについては非常に難しいと基本的には考えております。

また、ため池の貯留でございますが、三田市はかなりのため池があるわけでございます、老朽ため池等は毎年 2 カ所ずつ整備を考えているところでございます。いずれにしても、水利権が存在することから、同意というのが非常に大きな問題になると思っております。治水利用のための 1 m の事前放流を考えた場合でも、余水吐の改修と流路工の改修を伴いますし、事前放流に対する操作でありますとか、水利機能の補償等に対する水利権者の同意については、かなりの時間を要するし、早急な対応というのは非常に厳しいのではないかと考えております。

また、水田貯留ということも考えられますが、三田市の武庫川流域は優良農地でございます、圃場整備も全部終わっているような状況でございます。所有者からこれについての同意というのは、補償の問題等も当然生じてまいりますので、水田の貯留ということにつきましても、三田市は農業を基幹産業としております中では、もうできないのではない

かと基本的に考えております。

それから、防災調整池でございますが、ニュータウン等につきましては、公的開発でございますので、兵庫県、あるいは開発者であります前の住宅整備公団、今の都市再生機構でございますが、その中ではそういった調整池を設置して、治水の安全性が十分高められているものと基本的には思っております。

あと、森林の保全につきましては、今後まさに協働と参画といえますか、市民の皆さん、あるいは土地の所有者の皆さんとともに、里山の保全などを中心に森林の保全を鋭意進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、上流部でございますので、上流部だけが勝手なことは申せませんが、上流部あるいは下流部の市民の皆さんが安全で安心して暮らしていただけるためにも、武庫川流域の関連各市の協力については、三田市としても積極的に協力してまいりたいと考えておまして、三田市として果たして何ができるかといったことも十分に検討しなければならないと考えております。当流域委員会での提言などを真摯に受けとめながら、流域関連市と十分に協議をしながら、兵庫県の指導も受けながら、武庫川の総合治水対策に最大の努力を払ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。

次は、篠山市さんをお願いしたいと思います。篠山市さんからは稲川助役と円増建設部長さんにおいでいただいております。よろしく申し上げます。

稲川 ご紹介をいただきました篠山市助役の稲川でございます。

松本委員長さんを初め委員の皆さん方には、先ほどもございましたが、この会が設立されてから今日まで、200回を超えます委員会、その他の会議が持たれているということをお聞かせいただいております。この間の委員皆さん方のそれぞれの取り組みに対しまして、敬意を表するところでございます。

篠山市は、今三田市さんからもございましたように、最上流部に位置しておまして、平成14年に自然を生かした治水対策と題しまして検討委員会を設置をされ、そこで議論が始まりましてから、貴重な生物とか植物が生息していますことから、これらの生態系に配慮しながら試験的な河道改修を進めてきたという経過がございます。こういうふうな意味では、今までそれぞれの助役さんからお話ございましたような災害等にかかわる難しい問題に直接的にかかわりが薄いということについて非常に残念に思うわけですが、そうい

う方向でご報告を申し上げたいと思っています。

とはいいいながら、当地域におきまして、昭和 58 年、あるいは平成 8 年の洪水のときには大変大きな被害を受けました。特に平成 8 年の洪水のときには、舞鶴若狭道のトンネルの入り口が土砂崩壊を受けて通行どめになるというふうな大変大きな被害を受けまして、当地域全体に大きな被害をもたらしたと。こういう実績もございます。

また、地域の特徴といたしましては、JR 篠山口駅の近くに谷中分水界というような分水嶺がございまして、比較的勾配の緩い平坦な地勢柄であることから、支流河川の水がはけずに冠水するいわゆる内水問題で非常に困っている地域でもございます。そうした洪水被害にはこれまでたびたび悩んできたという地域でございます。

きょうこの武庫川流域委員会に來させていただくにあたりまして、上流部に当たります篠山市といたしましては、下流の皆さん方の災害に対します思い、いろんな悩みといったことにどのようにかかわりを持って、どういうときに協力ができるのか、こんなふうなことを考えながら來させていただきました。

具体的に提案がされておりましたことについて、何点か申し上げておきたいと思いますが、1 つには、篠山市は、先ほど三田市さんからお話ございましたように、農業地域でございます。したがって、水田に関しての流域対策がございますので、要請といたしますが、提案がなされております水田での 20cm の雨水貯留につきまして、いろいろ検討もし、考えてもみたわけですが、堰板の操作、あるいは耕作者の皆さん方のご理解がなかなか得にくいというふうな状況に、三田市さんと同様にございます。優良農地でありますこととか、委員の皆さん方もよくご存じいただいておりますように、篠山市は特産物の産地でございます。そういったことから考えまして、非常に難しいという問題がございます。

次に、ため池についてでございますが、降雨前にため池の水位を 1 m 下げて洪水調整を行えというふうなことがございます。この問題につきましても、余水吐の改修が必要でございまして、河川事業ではこういったことが対応できないと伺っております。したがって、費用面等々の問題もございます。あわせまして、この問題につきましても、洪水調整をすることによりまして、水利関係者の理解と協力が必要になってくる。これは非常に困難な問題と考えられるところでございまして、検討課題にさせていただきたいと思っております。

学校、あるいは公園等におきます 30cm の貯留については、ご存じかどうかわかりませんが、沿川にございます篠山産業高等学校というのは、洪水時には既に校庭までつか

っているという状況でございます。したがって、学校等の流域対策につきましては、改築予定をしております古市小学校については、できるだけこういった便が図れるように検討をしていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、篠山市は、先ほど申し上げましたように、最上流部に属します関係から、特に水質面におきまして、ここにいらっしゃる酒井篠山市出身の委員さんから以前の会議で発言がございましたように、アイガモ農法等を取り入れまして、下流に汚れを流さないということを行っていることを努力の一端として申し上げておきたいと思っております。今後もそういったことにつきまして市域を挙げて努力をしてまいりたいと、こんなふうにと考えるところでございます。

冒頭に委員長さんの方からお話ございました今回の考え方の中の基本的な思いといたしまして、参画と協働に立ってという問題がございました。あるいは、まちづくり対策そのものを検討の課題の中心に据えているというふうにお話ございました。これを受けまして、篠山市といたしましては、6月定例議会で議決をいたしました自治基本条例を受けまして、今申し上げましたようなことにつきましては、できるだけ市民の考え方、意見を重視した参画と協働を大事にしながら、武庫川流域委員会に協力をしてまいりたい。そして、市として最大の努力をしてまいりたい。具体的なことがございませぬけれども、こんなふうなことを申し上げさせていただきまして、篠山市としての意見にさせていただきます。

大変失礼いたしました。

松本委員長 ありがとうございます。

予定ではあと5分ぐらいで尼崎市長が来られることになっていきますので、せっかくだので、尼崎市さんは市長が来られてからお話をいただくようにさせていただきます。

今、6市のご代表の方からご意見をいただきました。予定よりも各市さんともかなり時間を節約していただいたようでございますが、その結果としては、各委員の方からは、あれもこれも聞きたいという話がいっぱい出てくるかと思っております。そのあたりは、これからのやりとりの中で、各市の抱えておられる立場と委員会が目指している方向のすり合わせ、意見交換ができたらと思っておりますので、ひとつよろしく願います。

分野を細かく分けるよりも、総括的な形で、各市さんのご発言に対してご質問があれば、いただきますでしょうか。

中川委員 質問というよりは、情報が混乱しないように確認した方がよいのかなと今各

市の方々からのご意見を拝聴して思った次第でございます。といいますのは、総合治水について、あるいは整備計画、基本方針それぞれについて分けてコメントをいただいたり、総括してご意見をいただいたりしているところですが、特に治水安全度と申しますか、規模で話をしますと、何年型のモデル降雨を使って評価したのかということで、大きく流量が変わってくるという事象がございます。事実、今委員会が採用しよう、あるいは県の方も提案している平成 16 年型のモデル降雨のパターンでいきますと、これまで 1 / 17 と言われてきた下流の整備の度合いが 1 / 8 という評価になるというのは、かなり前に委員会の中で共有されている情報でございます。そのあたりの現状の規模として評価したときの数字を、事務局さんの方からでもよいですし、あるいは委員会の方で整理をして、これまでの資料を使って簡単に説明させていただいてもよいのかもしれない。

あと、総合治水のそれぞれの対策について、恐らくパーセントのことだと思いますが、どのあたりを見込むかというところで、いろいろご意見をちょうだいしております。委員会でも、方針と整備計画で数字を分けるということにしておりますので、そのあたりをきちんと押さえた形で、双方思い違いのないようなところで意見交換ができればと思いましたが、意見交換に先立って、そのあたりを確認したらどうかというご提案です。

松本委員長 具体的にはどうします。

中川委員 第何回かの資料、委員会で集約の一步手前まで来ているものがございましたよね。総合治水の対策については、あのあたりを使ってお示しできるかと思ひますし、流量と規模の関係につきましては、何回か前に事務局さんの方で整理していただいた流量と規模換算の横長の黄色く塗られた表があったかと思ひますけれども、あの資料をスライドで映していただければ、共有できるのかなと思ひます。

松本委員長 確かにその辺が少しばらつきがあるようなので、確認をしておいた方がいいんですが、資料は事務局の方で用意してもらったとしても、委員会の側からそこは説明をした方がいいかと思ひますが、どうですか。

中川委員 もちろん、その方が望ましいと思ひます。

松本委員長 中川委員から、これから意見交換をするにあたって、前提の共通認識を確認しておきたいという部分について、事務局の方で資料の用意をしておいてください。

尼崎市の白井市長がお見えになりましたので、当委員会の提言にまとめようとしております治水、利水、環境、まちづくり等の視点からの方向性につきまして、尼崎市の方からのご意見を承りたいと思ひます。

尼崎市さんは、きょうは、白井市長のほか、岡野整備局長、梶井都市整備局都市施設計画担当課長さん、倉園都市施設計画課長補佐さんにもご出席いただいております。

白井市長さん、よろしく申し上げます。

白井 尼崎市の白井でございます。本日おくれて参りまして、会議の順番も狂ってしまったかと聞いております。大変申しわけございませんでした。また、松本委員長初め委員の皆様方におかれましては、一昨年の3月から長期間にわたり終始熱心にご議論いただいていると伺っておりまして、ご尽力に心から敬意を表し、感謝をする次第でございます。皆様、本当にありがとうございます。

早速ですけれども、尼崎市といたしましての意見を述べさせていただきます。

尼崎市は、ご存じだとは思いますが、東西を川に挟まれ、南は海に面するという地形的な特色に加え、市域の約30%が海拔ゼロメートル地帯でありますことから、一たん洪水や高潮などの災害が発生しました場合は、人的被害を含め、壊滅的な被害を受けるおそれがございます。昭和58年の10月の10号台風の際にはあわや溢水するところまで危険が迫りまして、そのときの怖さを記憶されている方も多い状況でございます。このため、武庫川の治水安全度を一刻も早く改善し、流域の住民が安心して暮らせる計画づくりと対策の実施を望んでいるところで、まず堤防強化を実施していただきたいと思っております。県の方では堤防強化対策を進めることとしておりますけれども、現在まだ着手されておられません。委員会でも、堤防の強化策について議論をしていただいていた経緯がございますけれども、その手法も含め内容を明らかにし、早期に実施していただくことを強く要望する次第でございます。

委員会では、流域対策につきまして広範かつ詳細にご検討いただいております。下流域における本市の考え方ですが、今後とも雨水流出抑制型のまちづくりに努めまして、住民や事業者、自治体などがそれぞれの役割分担のもと、できることから取り組んでいくことが大切であると考えております。それがひいては総合治水の考え方を普及させ、安全対策に対する意識を常に持ち続けるということにつながるものと考えております。

治水対策のうち、貯留施設でございますけれども、その中で特に既存ダムの事前放流につきましては、比較的早期の具体化が可能で、大きな効果を発揮することができるものと考えております。費用対効果の観点からも、環境保全の面からも、できる限りこうした既存の施設を活用した実現可能性の高い対策を優先していただきたいと考えております。また、河道対策のうち、河床を下げることにつきましては、武庫川から取水している農業用

水の六樋や伏流水から成るため池の水がれなどの影響を十分に考慮して行う必要があると  
考えております。

次に、利水、環境についてでございます。利水、環境、まちづくりについて、さまざま  
な角度から検討していただいていると敬服いたしております。本市といたしましても、環  
境と共生するまちにするを市政運営の一つの柱として、環境保全、生き物との共生を目指  
しております。例えば、六樋は、農業用水としての利用に加え、市内を流れる水路、河川  
の維持用水として、水質や環境面からも大変重要な役割を担っており、武庫川やその水路  
を含む豊かな自然環境を地域資源と位置づけ、ゲンジボタル等の生き物の保全に市民が中  
心になり、行政と協働で取り組んでいるところでございます。

このように、本市では、水のあるまちづくり構想に基づき、今後とも治水、維持用水の  
確保、親水性の高い水辺空間の整備などに取り組んでまいります。

次に、情報の共有化、流域の連携についてでございます。情報の共有化などソフトの対  
策が重要であると考えております。例えば、市内でも地域ぐるみで防災訓練を行い、非常  
時に備えている地域がありますが、そうした取り組みは非常に大事であると考えておりま  
す。また、この 6 月に武庫川の浸水予想図を載せました防災マップを全戸に配布しており、  
ふだんから防災への意識を高めていただく一助になるものと期待しておりますが、現在の  
マップでは、各コミュニティが我がまちの防災対策に取り組めるほどきめの細かいもの  
にはなっておりません。どの場所がどれほどの洪水でどれくらい危険なのかという情報も、  
県を通じ情報開示していただくことが必要と思います。

最後になりますけれども、武庫川は、流域に住まう人々に自然の大きな恵みを与えてい  
ると同時に、一つ間違えば、大きな脅威となるものでございます。そうしたことを踏まえ  
まして、兵庫県流域各市は、それぞれの役割分担のもと連携して、武庫川の総合的な治水  
に取り組む必要があると考えております。

また、私たちはかつて経験したことがないほど急激な少子高齢社会を迎え、予測よりも  
早く人口減少社会に直面しております。従来型の手法による課題解決の限界があらゆるシ  
ーンで生じてきている時代において、何よりも命を大切にしつつ、住民も地域も自然と向  
き合い、共生していくことを真剣に議論することが求められる中、これまで流域委員会の  
皆様におかれましては、委員会に加え、ワーキングやリバーミーティングなど 200 回近く  
に及ぶ市民的な議論を積み重ねてこられました。その大変なご努力に対しまして、重ねて  
でございますけれども、心からの敬意と感謝をあらわしたいと思います。そして、その成

果である流域委員会からの提言につきましては、十分に尊重していただきたいと私は考えております。

最後になりましたが、委員の皆様、並びに事務局の方々のご努力、ご尽力に感謝し、尼崎市からの意見とさせていただきます。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

次は、今の尼崎市さんのご意見も含めまして、委員との間で質疑を行いたいと思いたすが、先ほど中川委員から提案がございましたように、数値的な意味で、特に各市さんから 1 / 30 の整備計画目標というふうな数値が示されましたが、これについても委員会では随分議論をしてきました。それぞれニュアンス的には違いがあるような面もありますので、それを共有しておいたらどうかというご提案ですが、余り時間をとらない形で、そのあたりを簡単に説明しておきたいと思いたすけれども、中川委員の方から説明をしてもらえますか。

中川委員 それでは、時間を節約するために、質問という形で、治水に関して質問をさせていただく中で、説明といいたすか、そのあたりを含めてさせていただくということでもよろしゅうございたすか。

松本委員長 それの方がいいですね。

中川委員 篠山市さんと尼崎市さん以外から、流量ではなくて、具体的に治水安全度という数字を示して、そのような安全度をということでコメントをちょうだいしたわけなんですたが、先ほども少し申し上げましたように、規模で換算するといいたのが、今県なり私ども委員会が採用しようとしていた平成 16 年型、つまり直近で最も大きかった雨をもたらししたものを 24 時間 247mm におさまるようにモディファイしたもので、平成 16 年型モデル降雨というふうに県の方も委員会の方も呼んでおいたすが、この降雨で評価いたしますと、これまで整備してきました、つまり今時点生きていたるいわゆる全計という計画で、下流側では 1 / 17 を目標に整備を進めてきていたるというふうに県の方から聞いているわけなんですたが、これが 1 / 8 程度に相当するといいたのは、既に何回か前の委員会を確認して議論を共有していたるところでございたす。その上で、我々は、整備計画、30 年のスパンでどのような規模を考いたすべきなのかというところで議論をしておいたました。

その中で、何分の 1 という数字を扱っておいたすと、モデル降雨によって、今申し上げた 1 / 17 がいきなり 1 / 8 になるとか、非常にわかりづらいたるところでございたましたので、



委員会としては流量というものを目標にしようと。これは流量ですので、どのようなパターンを持ってきても変わるものではございません。流量というもので、それを目標に考えていこうと。それを規模で評価したら幾らになるかというのは、結果として出てくることではないのかということで、議論を進めてきたところでございます。

もう一つ、委員会の審議の過程で明らかになったことなんですが、以前 7 市様のヒアリングのときにも、三田上流では 1 / 10、あるいは篠山の方では 1 / 2 の治水安全度で整備をしていて、下流側の 1 / 17 と比べて非常に低いんだというお話がございましたし、我々もそのような認識をしておりました。しかしながら、16 年型モデル降雨で、一貫して上流から下流まで通して評価をし直してみたところ、三田の上流 8 km 相当区間は、甲武橋で評価いたしますと既に 1 / 30 の治水安全度を持っていると。かつての河川改修によってそのような規模を持っているわけなんですが、そういうところまで安全度が上がっているという評価をすることができました。そのような情報を持って、私ども議論をしてまいったわけでございます。

そこで、治水安全度という規模でお示しいただいたところで、補足的にでも結構でございますので、ご意見をいただければと思っております。例えば、西宮市さんの方で、淀川では 1 / 200 であると。これは恐らく基本方針のことをおっしゃっていただいたと思うんですが、淀川水系の猪名川で、整備計画は、たしか 1 / 17 で整備を進められていたかと思えます。そのようなことを考えますと、淀川と同程度なので、今後 1 / 30 をぜひ希望したいというふうにおっしゃったところがどのような関係になるのかというのを、補足的にコメントをいただければというふうに思います。

あと、宝塚市さんにつきましては、平成 16 年型の 23 号台風のときに天端 1 m のところまで来て、非常に恐ろしい思いをしたと。私も宝塚の市民でございますので、その状況はよく存じております。現在の規模が 1 / 17 なので、1 / 20 では不安である、については 1 / 30 をということで、先ほどご意見をちょうだいしたところではありますが、そのあたりについて、ご意見がございましたら、いただきたいと思えます。

あと、同様に各市様について、コメントがございましたら、ぜひお願いしたいと思えます。

松本委員長 質問の趣旨は大体おわかりいただけたでしょうか。計画規模でいうと、対象降雨によって大変複雑になっていく。だから、我々は、整備計画では流量で判断するというふうに何回も統一していますが、きょうは 1 / 30 というのを皆さんそろってご指摘

になりました。その辺、今の中川委員からのご説明との間のそごについて補強をしていただけたらと思います。

西宮市 本市といたしましては、平成 16 年 10 月の台風 23 号における準線形貯留型モデルの 4,651 に対して、1 / 30 の 2,800、貯留等 1,000m<sup>3</sup> / s で、1 / 30 をお願いしたいという考え方を持っております。先ほどの猪名川の件で、当西宮市の問題ですが、平成 16 年 10 月の 23 号のときにも経験し、過去に、下流域ではかなり水位が上昇し、危険を感じておりましたので、安全度はできるだけ大きい方がベターという考え方で、1 / 30 の改修で整備計画をお願いしているところでございます。

村野 私ども、申しましたのは、16 年の台風 23 号で、24 時間雨量が 227mm というところで、そのときに市内中心部の河川が天端から 1 m まで接近をしてきて非常に怖い思いをしたということでございます。そういう意味からしますと、1 / 20 という議論、1 / 30 という議論があるというふうに伺っておりますけれども、1 / 20 では少し不安であるということで、その上の 1 / 30 という整備目標をぜひお願いしたいということで、台風 23 号のことをもとにして発言をさせていただきました。

松本委員長 他の市の方ではございますか - - 。

では、ほかの委員の方からご質問をお願いします。とりあえずは、治水対策についての各市さんのご意見に対してご意見があれば伺いたいと思います。

尼崎市さんは、白井市長が 3 時半までというふうにお聞きしていますので、尼崎市さんにご質問等があれば、優先的にお願いしたいと思います。

佐々木委員 尼崎市さんを含めて、下流域の市の方にお伺いしたいんですけれども、先ほど尼崎市長さんから堤防強化のことをお聞きしましたが、尼崎市さんの場合、河道の狭窄部というのがございますけれども、そういった部分の引き堤ということについてはどういうふうにお考えなのか。引き堤といたしても、いろいろございますけれども、今まちづくりのワーキングの方では、引き堤を兼ねた補助スーパー堤防のような都市側とのジョイントによる堤防強化というふうなことも検討しております。先ほど宝塚市さんの方からは、引き堤は住宅密集地域があるので難しいのではないかとというふうなお話をいただきましたけれども、まちづくり等とのジョイントによって引き堤を実現していくというふうなことも考えられるのではないかと考えておりますけれども、下流域の方々に、堤防強化と引き堤のことについてご意見を伺いたいと思います。

白井 スーパー堤防ということでは、大変費用がかかるというようなことも聞いており

ます。ですから、新たな考え方として、補助スーパー堤防という考え方が生じてきていると。おっしゃるように、都市計画との兼ね合いとかも非常に課題は多いと思いますし、具体的にそういうテーマについて、市としてまだ検討はしておりませんが、いろんな手法があると思います。堤防強化という中では、例えば補助スーパー堤防をどうすれば導入できるのかという議論もしていかなければならないし、委員会の方でもそういう議論について積極的に発信していただいて、私たちの方にサジェスションもしていただけたらと思っています。

佐々木委員 そういうふうな方針でまちづくりの方でも現在進めておりますので、よろしくをお願いします。

河野 私どもの方は、武庫川河川敷の緑地につきましては、都市緑地としてのさまざまな機能を有しておりますので、今後とも保護保全を柱に、緑化とか景観の維持を図っていききたい。このような観点でお願いいたしたいと思います。

佐々木委員 補助スーパー堤防でしたら、緑化も含めてございますけれども、そういったものの可能性についてはどうでしょうか。

西宮市 西宮市につきましては、引き堤につきましては、スーパー堤防、その他いろいろ手法はありますけれども、現時点では、側面に土地利用者がかなりおられますし、住居が張りついているということで、現実的には難しいかと思っています。ただ、手法としての一つの考え方であるというように思っております。

奥西委員 下流部の自治体と上流部の自治体で別の質問をさせていただきたいんですが、初めに下流部、まあ上流部の方もそうですけれども、きょう出していただいた要望事項というのは、非常に絞って、必要不可欠な要望を出していただいたというぐあいに理解します。その意味で、それだけは絶対実現したいと流域委員としても思うわけですが、状況は決して甘くないので、要望を出しておけば、それが自動的にかなえられるということは思っていないとは思いますが、我々の共通のキーワードといいますか、住民の参画と協働ということがやはり重要になってくるだろうと思います。

その点で、下流の方からは、流域対策がかなり難しいとか、財政負担はできないとかいうような消極的な意見は聞きましたけれども、どういう協力ができるかについては、尼崎市の方から市街地からの流出抑制というお話がありましたが、それ以外には、聞き落としがもしれませんが、聞けなかったので、どういう協力が可能かということをお教えいただければありがたいと思います。

上流部の自治体に対しては、やはり流域対策について実現性が難しいのではないかという意見が出ておりましたし、県の方からは、流域対策は難しいから、新規ダムという見解も出ておりますが、上流自治体にとっては新規ダムがつくられても全く恩恵を受けないわけです。したがって、流域対策に協力するか、それとも恩恵を全く受けられないような整備計画をのむのか、そういう二者択一を迫られるのではなかろうかと思えます。本当に二者択一になるのかどうか、お考えもあるかと思えますが、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思えます。

松本委員長 下流部の方で、流出抑制のためにどういう協力がという質問ですが、もう1つ、当委員会で今具体的に検討しつつあるのは、先ほど引き堤、補助スーパー堤防の話がありましたが、都市の側の整備で、河川で仮に水があふれても被害を少なくする、減災対策の都市構造、先ほどゼロメートル地帯という言葉がありましたが、そういうところでは、都市の建て直しとか、水害に強いまち、例えば、現在だったら床上浸水をするけれども、地盤を上げるとか高床式にするとかという構造によって、都市の側で、少々あふれても被害を生じないという構造、あるいは都市整備の際に補助スーパー堤防といった都市整備と河川対策を一体的にやっていくというふうな積極的な姿勢が望まれるのではないかという提言がまとめられております。そうしたことについてもあわせてお話をいただければと思っております。

白井 私は、先ほど雨水流出抑制型のまちづくりに努めるというふうに申し上げたわけなんですけれども、現実的には、学校とか公園とかを雨水貯留の場所と指定するのは、避難場所に設定されているということがございますので、正直なところ、難しいのは事実でございます。言っていることに対して現実はなかなか厳しいと思われるかもしれませんが、浸透性舗装を進めていくとか、緑化を進めていくなどの地道なまちづくり活動の中で、雨水抑制型のまちづくりをしていくということしか、下流域としてできることは限られているのかなというふうに考えております。

西宮市 先ほど助役の方で全般に説明させていただいた中にあるのですが、本市といたしましても、流出抑制ということについては、基本的には理解を示せるわけなんですけれども、現実問題として、西宮市の場合は、北部地区の塩瀬、山口に一部貯留できる調整池の区域がありますけれども、下流部につきましては、天井川でもありますし、現実として、武庫川に入っている河川そのものが仁川のみで、ほかは、他の流域から海に放流されている現状です。仁川水域のため池1カ所については流出抑制型で対応できますが、その他の

問題については、本市は、地形的にそれらの対策が困難であります。考え方については、流出抑制ということは理解をしておりますが、現実問題としてはなかなか難しいというのが本市の状況でございます。

北部地域の開発、その他については、基本的には開発者に対して貯留、調整池等を要求していると。また、駐車場とか開発されて建物が立った場合の排水については、浸透式を基本に置いてしてほしいということで、開発指導を行っているというのが対策でございます。

減災対策につきましては、ご承知のように西宮市の場合は南北に武庫川が流れているわけですがけれども、そのところどころに鉄道が、阪神、JR、阪急という形で通っております。そこについては、それらが堤防という形になりますので、例えば、阪急の上流で万が一武庫川が切れれば、阪急のところで水がたまってしまうという状態で、減災ということについての対策が非常に困難であると現在は考えております。

また、地域住民に対して、過去に水害とか水がつかったとかというお知らせといたしますが、こういうところはわかりますよということで、自ら対策を講じていただけるようお願いしているのが現状でございます。

村野 きょうは、意見ということで、私どもは、要望を出せば、お任せするというスタンスではもちろんございません。身近に台風の被害も受けておりますので、武庫川の治水については、ぜひ早く確実にしていきたいということで、委員会の報告を非常に期待しておりますところでございます。

流出抑制でございますが、発表の中でも申しましたが、私ども、水を生かしたまちづくりということで、宝塚市の水のマスタープランというのをつくっております。そういう中で、流出抑制につきましては、ため池の保全とか、親水公園の整備、また校舎の貯留といったようなことも掲げております。具体的には、学校等につきましては、新設学校には、貯留というほど大きなものではないんですが、環境という面もとらえまして、雨水の一部貯留の施設もつくっております。また、建設にあたりましては、貯留施設をつくった場合の補助制度もつくっているところでございます。

また、被害対策ということもありまして、今年度はハザードマップをつくっていききたいということで、私ども自治体としてできる限りのことはやっていききたいと考えておりますし、これからも取り組んでいきたいと思っております。

濱片 流出抑制に対しましては、開発のときなどに、個人の住宅であれば浸透升とか、

大きくなれば貯留施設とかということで、いろいろお願いはしておりますけれども、制度そのものが余り強制力がありませんので、確保していくというところに難しさがあると同時に、量的にはそれほど多くは望めないというふうに思っております。

流出抑制をしていくという規模の大きな話、それぞれの市が個々に取り組んでいくようなものの対策の規模の大きなものが、この委員会で検討されていることですので、今私申し上げましたように、開発でお願いする難しさ、確保していく難しさと、大きな流域の中で確保していく難しさということで、関係権利者の方々の了解を得て、本当に実現できるかどうかというところが私は非常に大事だと思うんです。ああすればとか、こうすればという案はあると思うんですけれども、いかにそれが皆さんの理解、協力を得て実行できるかというところの実現性の高い計画をつくっていただきたいと、そんなふうに思っております。

竹内 今ありましたように、全くメリットがなければ協力しないのかと。そんなことは決して思っておりません。下流地域の皆さんの安心、安全の生活を守っていく、これは上流部に責任があると思っております。したがって、武庫川流域全体の中で、上流部にどんなことが協力できるのか、大きく分けて、公的部門だけでできる分と、先ほども言いましたように、水田で調整というのは非常に難しい面がございますので、これは、提言を真摯に受けとめながら、何ができるか、具体的に連携の中で考えていかねばならないと基本的に思っております。

稲川 先ほどの全体的なお話のときにも申し上げましたけれども、特に今出ています流域全体としてどのように取り組めるかということにつきましては、今までこの委員会で議論、協議がされてまいりました中でも、委員の皆さん方の見方そのものが、最上流部に位置します篠山市は、どちらかといいますと、流域全体とは別の考え方、見方という感覚であったというふうに聞き及んでいます。

今三田市の方からございましたように、私たちも、当然のことながら、今回の流域問題について協力をして、何ができるかということについては、随分心配もいたしますし、考えもいたします。今思いつきで申し上げますけれども、例えば、校庭とか公園とかでこういった流域対策ができればというふうなことについて、具体的に検討を進めたいと思っております。

松本委員長 ありがとうございます。

間もなく2時間ぐらいたちますので休憩をしますが、その前に白井市長さんに幾つかお

伺いしておきたいんですけれども、1点は、従来の治水対策というのは、河川行政の枠内で、川の中で治水を完結させようという形であった。これが新しい河川法のもとで、総合的に治水していこう、このことは、言いかえれば、行政は縦割りというふうなことがよく言われますが、例えば、武庫川の兵庫県の河川行政と尼崎市とか西宮市の都市行政ということがもっと緊密にリンクされる必要があるのではないだろうかということが具体的に出てきているわけです。

私たちが申し上げている流域対策にしても、農地、ため池は農水であり、学校、公園という都市行政、あるいは教育行政、あるいは災害に強い、少々の浸水でも被害を小さくできるというふうに都市構造を変える、あるいはこれから人口が減っていく中で、浸水常襲地帯の危険なところから可能な限り住宅を外していくというふうな誘導、規制の政策が必要だろう。他方で、地方分権で、そういう都市行政は県から市の方にどんどん権限が移っている。そんな中で、よほど県の河川行政と市レベルのさまざまな行政が緊密な連携をとらなければ進まないのではないかと、この2年間痛感してきていますが、市の側からすれば、改善すべき問題点が幾つか見つかるかと思えますけれども、その辺についてご意見を伺いたいと思います。

もう1点は、今上流と下流という形で、それぞれ課題が違うというふうな話が出ていますが、私たちは、上流と下流が連携していく、自治体同士でも、住民も連携していくということがより重要ではないかというふうに感じており、提言の中にも、流域連携を進めるために、将来的には自治体と住民が一緒になって総合的な武庫川の治水と環境、あるいは利水を進めていくような自発的な組織づくりが必要ではないかということを提言しようという方向にあります。このあたりについても、ご意見があれば伺えたらと思います。

白井 2つともなかなか難しいご質問でございまして、私もどの程度答えられるかわからないんですが、まず河川行政と都市行政の連携という視点から基礎自治体はどのように考えるのかというお尋ねでございましたが、市民の皆さんと直接対話をしていましたら、市民の皆様は、武庫川が県の管轄だとか、猪名川は国の管轄だといったことは関係ないわけですね。地域にある河川としてどうあるべきなのか、地域にある河川とどう共存共生していくのかという視点で話をされます。ですけれども、受け手である私たち基礎自治体は、ともすれば、それは県ですから、それは国ですからと返してしまっているという現状があります。市民の皆さんから第一番に苦情や意見を受けるのはやっぱり基礎自治体なんですね。直接県に言ったり国に言ったりしないわけですから。そういう意味でいうと、やっぱ

り市民に一番身近な基礎自治体である市として、私たちの方からもっと積極的にかかわっていかないといけないのではないのかなと。どうしても待つ姿勢になっているのではないのかなと。県からの指示、国からの指示を待ってしまっていたなど、これはあくまでも私自身ですけれども、反省点がございます。もっともっと私の方から提案をしていって、アドバイスを求めていくとか、意見を言っていくというスタンスに立たないといけないというふうに今感じているところです。

それから、上流と下流の連携ということなんですけれども、これもおっしゃるとおり非常に重要なことだと思います。たまたま私たちのまち、大きな川として猪名川と武庫川があるんですけれども、猪名川では、今水まつりフォーラムみたいなものを年に1回やっております。下流域である私たちは、水が一番近くて、水の楽しみを享受できる反面、上流域との関係とといいますか、上流域からごみを流されて、ごみを拾うのは私たちなんですけれども、流すのは上流よねみたいな議論を、おまつりの中、フォーラムの中でやっております。下流域でこれだけ楽しい水遊びができるということを上流域の人にも知ってもらいたい。だけど、ごみも上流から流れてくることを知ってもらいたい。そういうフォーラムを通じて、上流と下流がもっと連携ができればいいねというのを、猪名川では取り組みが始まっています。武庫川でも、そういう取り組みをしていかないといけないですし、上流と下流がお互い責任と役割を認識していかないといけないんじゃないかと思います。

特に、まちづくり全般について言わせていただければ、課題が起きたときに、だれかのせいにするのは楽なんですよね。市民の皆さんは行政のせいにするし、行政の中でも、県の責任にしたり、国の責任にしたり、市の責任にしたりして、ボールを投げてしまって、自分のところに来ないようにしているようなところが往々にしてあります。どこかでそういう悪い連鎖を断ち切らないといけなくて、あえて自分の方でボールを持つぐらいの気をみんなが持って、まあ難しいことだとは思いますが、本当に発想の展開をしていかなければ、先ほども言いましたけれども、これからの人口減少社会、少子高齢社会を私たちは乗り切れないのではないのかなという気がいたしております。

お答えになっていなくて、申しわけないんですけれども、以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

2点目の連携で、これから提言を整理していく中で私たちが悩んでいるのは、基礎自治体の場合にどこが窓口になってくれるんだろうかというところがよくわからない。例えば、この流域委員会にオブザーバーとしてずっと来ていただいているのは、河川行政の部門か



らです。河川だったら、やっぱり河川行政の部門が窓口になるんだらうかということがあるんですけども、今ご指摘にあったような上下流の連携では、旧来の河川行政の分掌の枠にとどまらず、かなり幅の広い総合的な施策に対する対応が必要になります。そんな場合に、例えば、尼崎市さんの場合だったら、どういう部門が窓口になるのか、やっぱり河川行政になるでしょうか。

白井 なかなかどこと決めにくい話だと思うんですけども、それも今までの行政の悪いところで、窓口をどこか決めないと、うちじゃない、おたくでしようみたいな話になっちゃうんですけども、窓口はどこでもいいんですよ。あとはその情報を共有化しておくということが大切で、今私が言いました水フォーラムの方は、一番最初は企画財政局の都市政策というところがかかわったんですけども、そこに協働参画課という市民と行政の協働、参画という部署がかかわっていったり、支所 - - 地域振興センターと今名前を変えていますけれども、そういう地域の市民が集まるようなところがかかわってきたりして、呼び込む形で、お互いに情報を共有するという形で進めています。

今までは自分のところの課だけで解決できる問題が多かったんですが、今は河川問題ではなくて、ありとあらゆる問題が、行政の中での横の連携をしないと解決できなくなってきましたので、そこは行政マンの意識も変わっていかないといけないと思います。自分のところで解決できない、どうやって連携して、どうやって情報を共有化していくかということ行政マンみずからがしていかないといけないとも思っております。

田村委員 白井市長さんに1つだけ。先ほど都市計画と河川行政の連携、連動の必要性については委員長等から質問がありまして、これから大事だと思いますけれども、武庫川の治水を進めていく中では、例えば今の尼崎市さんの市域にあります高水敷を縮めないといけない、低水路を拡幅しないといけないというような課題も今出ているわけです。私どもは、治水の面、環境の面、まちづくりの面、それぞれから一番いい提案、方策を検討しているんですが、その中の1つとして、高水敷の利用というのを見直さないといけないという提言を今しようとしているわけです。

具体的に言いますと、尼崎市さんが公園緑地としてカウントしています武庫川の区域を、極端に言いますと、緑の基本計画なんかで、市民1人当たり何平米ですというようなことで今やっているんですが、本来は都市側で公園緑地を整備しないといけないものが、武庫川の河川空間を占用して確保に近づけているというようなことがあります。武庫川の周辺を地図で見ますと、周辺に学校とか公園とか緑地とか、いろんなものがあります。また、

市長さんもおっしゃいましたように、今後下流域の尼崎市でもどんどん少子高齢化、人口減少が進んでいきます。その中で、都市部の都市構造の大きな変化、土地利用の変化をどういうふうに評価するかです。例えば、もともと都市部の必要な公園を武庫川の河川を借りていたものをもう一度河川の側に返して、都市側で緑とか公園などを確保していく。あるいは、工場跡地とか小学校、中学校のグラウンドを公園的に利用していくというように考え直すことができないかということも今検討しているんですが、そういったことについてどういうふうにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

白井 現実問題、武庫川の河川敷を公園のように使っている部分があるのも事実です。市内は、ご存じのように全部市街化されておりますので、今から新しい空間を求めていくというのは難しい状況にあります。また、大変財政状況が厳しい中で、公園を大きく確保し続けていくということは不可能な状況にありまして、緑化に対しての考え方も変化をさせざるを得なくなってきたのは事実です。例えば、屋上緑化とか壁面緑化とか、民間の方々にそういう求めをし、公共施設もそういう緑化のあり方を率先して実践していくことはやっております。現状、市街化された区域に今から新たに公園をふやしていくというのはなかなか厳しい。その中で、私たちはどうすればいいのだろうかという自問自答をしている状況です。ですから、さっき言いましたように、公園ができないんだったら、壁面緑化もしくは屋上緑化をしていこうじゃないか、そういう中で、少しでも緑化率を進めていけたらいいのかなと思っております。

苦しいお答えしかできなくて、申しわけございません。

畑委員 先ほどの上流、下流との連携、また既存貯水池の利用というようなことと関連しまして、下流の方からの期待、全体的な貯留効果を高めるということで、水田貯留なんかはかなり批判的に出ていますが、既存ダムの利用に関しましても、市と県とが協力した形で、貯留効果を高めていく方法がいろいろあるかと思っておりますけれども、そのあたりの期待感というのをもしお持ちでしたら、お聞かせいただければ幸いです。

白井 おっしゃるように、貯留施設としての既存ダムの活用というのは、さまざまな課題があると聞いておりますし、実際にそうだと思います。管轄の違いというものもあるんだと思いますけれども、私たちに残された選択というのは、今あるものを有効に使っていくということをまず考えていかなければならないのではないかと私は思っております。まずあるものを活用して、それで限界があるのであれば、次の段階に進むというような考え方を流域委員会の方でも示されていると私は感じているのでございますけれども、今の限ら

れた財源、限られたマンパワーの中では、皆さんの委員会の中でご検討されている内容で進むのが、私も妥当だと思っておりますので、そのあたりで、みんなが譲り合って、何とか課題を解決していかなければならないのではないかというふうに思っています。

松本委員長 ありがとうございます。

白井市長はご予定があるようなので、これで白井市長に対する質問を終わらせていただきます。引き続き、尼崎市さんは、岡野局長以下お残りいただくようですので、後半の討議で一緒に意見交換をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ここで10分間休憩します。

(休憩)

松本委員長 再開します。

休憩前に引き続きまして、7市の皆さん方との意見交換をさせていただきます。5時ぐらいいまでをめでに終わりたいと思いますけれども、各委員からは、治水にかかわる話、あと、利水、環境、まちづくりという側面からの問題提起、あるいは質問をお願いしたいんですが、お残りいただいている西宮市の河野助役さんも4時半ぐらいいをめでに退席されるということなので、その辺も念頭に置きながら、質問とかがあれば、お願いしたいと思います。

まず、治水に関係する話から進めたいと思います。

土谷委員 ため池の1mほど水位を下げる件についてですけれども、水利権者がいるので難しいとかというご意見が多かったんですが、最近は減反政策とか宅地開発とかで、使う水の量は大幅減っていると思いますし、使われていないため池もあると思うんです。私が農政の方に最近どのくらい水を使われているんですかと聞きに行ったときに、行政はそういうのは把握していませんというふうに言われましたが、総合治水対策をするわけですから、調べることから始めていただきたいと思います。

農業用水というのは、季節ごとに使用量が大幅違うと思いますので、何月から何月までは月にこれくらいの量を使っていると。それがわかりましたら、どのため池は治水利用できるとか、そういうのがはっきりしてくると思うので、そういうのを篠山市さんと三田市さんをお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

竹内 おっしゃるとおり、ため池については、季節的な利用がございました。三田市では2,600くらいある中で、老朽ため池、あるいは現実に農業用水に使っていないため池もあると思いますが、ため池台帳に載っていないため池もたくさんございますので、この辺を

こういった形で調査するか、調査についてはやぶさかではないと思っております。

稲川 今三田市さんがおっしゃったことと似ているんですが、今、ため池に対する手の入れ方が昔と違いまして、傷んでいる老朽ため池が多いことも事実です。とはいいいながら、ため池というのは、不時の場合に水が必要だということに対して持ち得ているわけですから、今おっしゃるような形で、貯留のためのといいますか、災害対策のためのため池整備といいますか、そういうふうなところまで持っていくのは非常に難しいと思います。

私も細かい数字までは覚えておりませんが、今、ため池があってもたまらないというふうな現状になりつつあることは事実ですから、それが下流の皆さん方に安心していただけるような状況で提供できるかどうかというのは、今ご指摘がありましたように、調べてみないとわかりにくいのが現状です。

松本委員長 冒頭にお話しいただいたときにも気になったのは、ため池にしても、水田も、委員会の出している資料をよく見ていただいたらいいんですけども、流域にあるため池全部の 50% をやろうという話ではないんです。かなり足切りをして、一定の規模の効果が期待できるところをピックアップしています。

そういう意味では、例えば、三田市さんの 2,600 ぐあいあるため池を全部しっかり調査をしてという話にはならず、台帳で面積から管理状態までおおよそつかめるところで、一定の規模というところで、とりあえずやっていただいたらどうか。その中での 50% というふうな進捗率を挙げておりますので、そのあたり、分母を勘違いされますと……。例えば、公園の 100% というのも、貯留するのが難しいような立地条件にある公園は除外した上での分母にしていますので、そのあたりは私たちの検討経過を子細にご検討いただいた上での判断をいただければありがたいと思います。

佐々木委員 新規ダムのことについて、何市かの方はお答えいただきましたけれども、最も治水への関心度の高い下流の市さんにお伺いしたいんですが、先ほど尼崎市さんからは、今ある既存施設を優先的に活用するという旨のことをお伺いしました。ということは、環境等も考えられていたので、新規ダムはその次というふうな感覚なのかなというふうに私は聞いたんですけども、特に西宮市さんはもうすぐ帰られるということで、下流域に当たりますので、新規ダムのことについてどのようにお考えかということと、上流域の方も、新規ダムについては、長い期間にわたっていろいろございましたけれども、考え方を聞きしたいということです。よろしくお願いします。

河野 西宮市としましては、1 つには、基本高水の 4,651m<sup>3</sup> / s と安全度の 1 / 30、

これらをぜひともお願いしたい。こういった中では、流出抑制対策だけでは十分な効果が期待できませんし、これとても、先ほど申し上げましたように、若干時間がかかるのかなというふうなことを考えますと、新規ダムの建設についても一つの選択肢としてご検討いただくことが必要ではないか。このような考え方で、最も安全な方法を講じていただきたいと思っております。

佐々木委員 先ほど尼崎市さんは、最も早いというふうな視点から、今あるものを優先的にということをお話しされましたけれども、そのことについてはどのように……。

河野 確かに、既存のダムがあるわけですから、それを転用するという方法もあろうかと思えますけれども、これにつきましては、利水を治水にかえていくということ、それにかわる代替水源の確保、また財源の問題もありますし、湧水対策も必要になってまいります。そういったもろもろのことを考えていきますと、やはり新しいダムも選択肢に入れていただかないと、早期の対策というものがとれないのではないかと。既存ダムの活用は、尼崎市長さんがおっしゃったように早く実現できれば良いのですが、困難ではないかと考えております。

佐々木委員 少子高齢化の関連については、利水も含めて、どのようにお考えですか。

河野 少子高齢化は、全国的な傾向で進んでいるわけですがけれども、私どもの市域に限って申し上げますと、人口が急増しておりますして、この傾向は当分続くのかなと思っております。そういった意味では、水源の確保という意味もあわせて、総合的に検討していかねばなりませんので、この計画については、やはり両面で進めていただきたいと、このように思っております。

佐々木委員 両面といいますと……。

河野 両面といいますのは、流出抑制対策を講じるとともに、確実な治水対策としての方策も検討していただきたいということです。

谷田委員 西宮市さんにお伺いしますが、下流の内水対策が主だと思いますけれども、今西宮北口では大開発の計画があります。少し先では県の芸術劇場が建てられました。ちょっと前にはアクタが建っていると。あの辺は大開発が続いているわけですがけれども、それに対して地下貯留というか、東京では国技館でされておりまして、雨水を貯留して、それを再利用する節水の意味と両方の意味でプラスになるんですけれども、そのことはどういうふうに考えておられますか。

伊丹市さんにも同じことを聞きたいんですけれども、ダイヤモンドシティの大開発が行

われましたが、市の方で開発者に対して地下貯留の計画云々というのを要望されたのか、業者の方に何らかの働きかけをされたのか、そういうことを聞かせてほしいと思います。

河野 北口の開発に関連しまして、地下貯留・浸透施設につきましては、現在そういう方向でできないかどうか、指導といいますか、協議をいたしております。

濱片 ダイヤモンドシティの現在建っているところですか。

谷田委員 JR伊丹の北側のところです。

濱片 あそこは、猪名川と駄六川に挟まれたところで、地盤も若干低目のところなんです。先ほどご説明しましたように、開発に伴います浸透升とか浸透舗装とか貯留施設といったものは、条件をつけるというか、指導をして、トン数は忘れましたが、可能な範囲で対策は講じてもらっております。

谷田委員 可能な範囲というのはどういうことですか。

濱片 挟まれた流域の中で、あの地域一帯の対策を講じるものではなしに、開発規模に応じて、これはあくまでもお願いのことですので、折り合いのつく範囲ということですよ。

松本委員長 今谷田委員が質問しているのは、既にあるダイヤモンドシティではなくて、伊丹に大きな商業施設が計画されていますね。そういう大規模な施設をつくる際の雨水貯留タンクとか、そうした対策を市としては開発に伴う義務づけとか指導とかをされているかどうかということだと思います。

濱片 新しく予定されているところにつきましては、貯留施設を開発条件としてしっかり位置づけをして指導しております。

中川委員 治水の観点についてご質問をさせていただきたいのですが、先ほどの規模の話と続いて、資料を事務局さんに出していただきたいのですが、第 40 回の資料 2 - 9 の 2 ページ、A 3 の分でございます。

(スライド)

私ども、最近ずっと流量で話をしておりましたので、規模が立て続けに各市さんから出てまいりまして、ちょっと面食らっている次第でございますが、まず 1 点お伺いしたいというか、確認させていただきたいと思っておりますのは、この表は、第 40 回の委員会のときに、河川管理者さんの方から河道分担の考え方ということで示された資料でございます。委員会の資料ではなく、河川管理者さんの資料でございます。

ここのケース 3、ケース 4 が、新規ダムというものを含んだケースとなっております。

ご意見の中で確認させていただきたいと思っておりますのは、宝塚市さんの方から、現

行が 1 / 8 という評価であっても、やはり 1 / 20 では不安なので、その上の 1 / 30 を目指していただきたいということで、さらに 1 / 30 のために、新規ダムも検討すべきだということをご意見をちょうだいしたわけなんですけど、実は、県が出しております資料でも、新規ダムを入れた形でも、仁川上流、つまり宝塚市さんの領域なんですけれども、1 / 15 までしか上げることができません。新規ダムを入れても、宝塚市さんの部分におきましては、1 / 15 でございます。これでさらに 1 / 30 を目指すために委員会にどのようにするべきだということふうにおっしゃっているのか、具体的にお伺いできればと思います。

村野 先ほど申し上げましたのは、過去の台風等の実績で、現在の流量規模では非常に不安があると。ですから、その上となると 1 / 30 ということでございますが、それを具体的にどういうふうにするのかということで、今ご検討いただいておりますように、流量分担の中で、1 / 30 が難しいのではないかと委員のご意見だと思うんです。それではどうなのかということでございますが、具体的な案を持って申し上げたものではございません。ただ、現在の台風等の実績を見ますと、少し不安が残るので、その上を目指してほしいと、そういう意見でございます。

中川委員 委員会としても、既往最大というのは非常に気を使っておりまして、ぜひともしっかり確保しないといけないと。既往最大、プラスアルファというところは死守しなければいけないというふうに議論をしているんですけど、そのような範囲のご意見ということで理解させていただいてもよろしいのでしょうか。

村野 具体的にはそうなるかと思えます。

伊藤委員 新規ダムのお話が出ております。西宮市さんがおいでになるうちに、宝塚市さんと両方にお聞きしたいんですけども、武庫川溪谷は、今県が新規ダムを予定されているということで提示を受けておりますが、大変貴重な自然環境がある、あるいは非常に貴重な景観を持っている、あるいは市民にとってはレクリエーションの貴重な場所であるという認識をしているわけですけども、それに関しては、西宮市さん、宝塚市さん、それぞれ市域が入っているわけでございますので、どういう意見をお持ちか、お聞かせいただきたいと思っております。

河野 新規ダムの建設に伴います生態系への影響につきましては、皆無という見解は有しておりません。しかしながら、私どもは、下流の市民の生命と安全を守るために、万やむを得ない措置と考えているわけです。それにいたしましても、いろいろな工夫をする中で、希少生物への配慮とか環境への影響については十分調査、検討もし、現在の技術の中

で最大限それらを抑え、効果のある手法で持って、新規ダムの整理についてはお願いしたいと、このように思っております。

村野 環境、景観は貴重なものでございます。これを比較するのは非常に難しいわけで、大切なものだということは十分認識をしております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、現実には災害が起きているということはどうとらえるかということではないかと思っております。そういった意味で、先ほど規模の問題が出ましたが、適切な規模を設定していただいて、その中で、いろいろ分担量を検討いただいているわけですが、それで賄えないということであれば、新規ダムも視野に入れた検討をしていただけないかという意見でございます。総合治水は、非常に大切ですし、その辺も私どもは大切なことであると思っておりますが、確実に早く効果を上げられるということを願っているところでございます。

伊藤委員 今、貴重な自然環境を守る方策というものについて、いろいろ意見を出しているわけですが、それに対応する回答がなかなか出そうにもないという状態なんです。ですから、それにかわるものを何か見つけ出さなければいけないというふうに思っているわけですが、そういう状況の中で、これが早くできる方策とは思えないんです。いろんな条件を全部クリアしながらやっていかなければいけないと思っておりますので、それが最も早い方法であるというふうな理解はできない状態になっておりますので、そういったことを含めた上で、我々としては検討を進めていきたいと思っております。

岡田委員 伊藤委員からも意見がありましたが、私も全くそのように考えております。西宮市さんと宝塚市さんは、前の武庫川ダムの環境アセスのときに、地元の自治体でございまして、住民から多くの意見書が寄せられましたが、環境に対して批判的な意見が多くて、武庫川ダムは現在に至るまで何ら進展を見ておりません。こういう状況にあって、環境に対する関心はますます住民の間に高くなっておりますし、平成9年に制定された新河川法では、治水と利水と環境、その3点を十分に考えて河川対策を検討せよということは、よくご存じと思います。

この時点においてもまだ新規ダムを視野に入れて検討をしたいというご意見でございますが、今までの経過から見ますと、果たしてどのように推移するとお考えなのか、今後の情勢、異常気象、あるいは人口減少、その他、いろいろな社会状況の転換期に立っている現在において、大局的な見地から、そのことについて両市のご意見をお聞かせ願いたいと思います。



河野 先ほど来環境の問題につきまして、ご意見、ご質問をいただいているわけですが、私どもも、環境問題については十分検討をしていかなければならないと、承知をいたしております。しかし、行政をあずかるものとしまして、最近ではこれまで予測できていない降雨が見られるといったことを考えますときには、今後の気象状況などによりまして、やはり市民の安全、安心、そして命を守っていくという大きな使命を有してしているわけですので、この使命を果たすときに、環境の問題にも配慮しつつ、現在の科学技術の直近の総力をもって、環境を保全しつつ、治水を何とかできないかと。こういった意味合いで申し上げているところでございまして、この点のご理解をお願いするしかないのかなと思っております。

村野 今西宮市さんの方からお話がありましたが、私どもも同じ考えでございまして。

松本委員長 別の観点から1つだけお伺いしたいんですが、今の問題ですけれども、2000年に環境アセスメントにかけられた。実はこの流域委員会が生まれる発端があの環境アセスメントなのですね。概略アセスのときに、708件の意見書が寄せられた。同時に、地元の西宮市さん、宝塚市さんには、県から意見書を求めて、そのときの意見書は、おおむねかなり厳しいもので、両市とも環境保全に対して幾つかの具体的に解明すべき点等々上げられてあったわけです。そうした結果、さらなる環境保全についての検討と代替策をしっかりと検討するよという環境保全審議会からの答申があって、知事はその答申を踏まえて、今日のようにゼロベースからの代替策の検討を含めた見直しというふうな形で、この委員会に至っているわけです。

このような経過を考えますと、先ほど伊藤委員からもご説明がありましたが、武庫川渓谷の環境保全については、先般来既存資料での検討が行われ、あるいは戦略的環境アセスメントと同等の武庫川の健康診断図等も行われて、武庫川渓谷は保全をすべきであるという意見が専門家からは出ている。

こうしたことを我々は検討した結果、現時点では環境的な観点では、武庫川ダムに環境保全と両立するようなゴーサインは出せないというふうな判断が圧倒的に多いわけでありまして。そういうふうな私たちの検討経過からしますと、両市のご意見は、1点目は、7年前の武庫川ダム建設に伴う武庫川渓谷の環境の問題について、当時とお考えが大きく変わったのかどうかということをお聞きしたい。2点目は、先ほどからご主張されているのは、環境は大事けれども、治水のためには仕方がないというふうなお考えになったのかどうか。3点目は、環境を保全しつつ、治水をお願いしたいというのは、保全しつつダム

をつくってくださいというふうに聞こえたわけですが、その場合にも保全しつつというところがいまだめどが立たない中で、私たちが一番困っているのは、まさしくそのところをどうクリアするか、現時点ではそのクリアのしようが大変難しい。県の考えはともかくとして、委員会は、そのような議論が大変多いわけでありまして、そこに大きな悩みを抱えつつ、一定の判断をしようとしているんですが、そのこのところをかなり簡単に、環境を保全しつつダムをつくりなさいというふうにおっしゃっていただくのは大変ありがたいんですけども、どのように環境保全とダムを両立させるというご検討の上でのご発言なのかどうか。

この 3 点をお伺いしたいんですが。

河野 3 点について、1 つずつというお答えになるかどうか、自信がございませんが、環境問題に端を発して今日に至っているということについては、十分承知をいたしております。西宮市は、環境学習都市を宣言いたしまして、市を挙げてこうした取り組みをいたしているところがございます、将来持続可能な社会をつくっていくために、環境問題には十分留意し、なお配慮も払って行っていくということについては、現在も過去も変わりはありません。

環境を保全しつつということについてのご質問ですが、私どもとしましては、環境を守りつつも、市民の安全を守る必要がございます。こうした観点から現在の対策を考えますと、やはり新規ダムも選択肢として考えていただく必要があるのではないかと、こういったことございまして、具体的にどのような方法で、どのような規模で、あるいはいついかなるときから行うかというようなことについては、今後の問題になるかと思います。

なお、冒頭私が申し上げました中では、委員会に対しましては、さまざまな環境に配慮しながらも、一刻も早く周辺住民が安全で安心して暮らせるよう、1 / 30 の安全度となる提言をお願いいたしますと申し上げた後で、なおせっきくの機会でありますので、この場をおかりしまして、兵庫県に対して、確実な効果のある対策を取り入れた整備計画をおまとめいただきたいということです。委員長さんが先ほどおっしゃられました苦悩されている部分について、直接流域委員会の皆様方に結論をいただけるのであれば、それはそれとして、私ども市としてはうれしいところがございますが、やはりその部分については、県の管理者、兵庫県の責務において計画を立てていただきたいという意味で、私冒頭申し上げましたところがございますので、意のあるところをお酌みいただきたいと思っております。

以上でございます。

村野 私どもも、環境の大切さというものは、先ほど来申し上げておりますように、否定するものではございません。保全もし、そして総合治水もできるということが一番望ましいことではございますが、本日は、当委員会で検討しておられます流域の流量分担の中で、いろんな考え方を踏まえて、当市としてのご意見を申し上げたわけではございますが、流量分担が確保できないということであれば、新規ダムでなくても、ほかの方法があるのであれば、もちろんそれが一番望ましいと思っておりますが、やはり安全というものにはかえられないものでございます。その辺も十分踏まえれば、新規ダムもあきらめられないということではございます。委員会のご意見はもちろん尊重し、河川管理者が決定していただくということではございますので、それについて特にあれはありません。

松本委員長 ご趣旨をもう一度確認しておきたいのは、今宝塚市の村野助役さんがおっしゃったように、必ずしも新規ダムによらずとも、他の方法で安全が確保できるならば、それが好ましい。こういうご趣旨は、西宮市さんも一緒だというふうに受けとめてよろしいですね。ただ、他の方法が難しいだろうというふうに判断をされているということの違いが1点です。

もう1点は、市民の安全イコール1/30というふうに聞こえるんですが、この辺は私たちの審議でも随分議論のあるところなんです。先ほど中川委員が表で説明しましたように、1/30にびた一文欠けても - - 1/30は3,800m<sup>3</sup>/s程度の流量ですけれども、安全が損なわれるんだ。3,800だったら安全なんだという話ではないだろう。私たちは、基本方針としては4,700m<sup>3</sup>/sというふうな目標を掲げているわけです。問題は、経年の事業計画の中で、30年間にどれだけの時間とお金をかけてやれるかどうか、それが整備計画であるということで、そこに至らない場合もある。しかし、そのことがイコール危険なんだ、安全でないんだということにはならないということが私たちの今の議論の焦点になっています。

したがって、3,800の流量がなければ - - 1/30という言葉はやめますが、安全でないんだというふうに、何らかの強い根拠を持ってお話になっているのか、そうではなくて、そういうふうな目標に向かって、できるだけ高い目標にしてほしいという意味合いでお使いになっているのかということだけは確認をさせていただきたいんですが。

河野 私どもの認識に誤りがあれば、それはまた訂正をさせていただきますが、実は既に上流域の三田市さんでは1/30の改修が進められているというふうな認識をさせていただいているところでございます。上流で1/30ということであれば、私ども下流は、そ

れ以上に水も集まり、危険度も増すわけですので、最低でも1/30の確率をお願いできないかというようなことも含めて申し上げております。前提条件がもし間違いであれば、ご指摘をいただきたいと思いますが、私ども市で申し上げている一番のよりどころはそういうところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

村野 先ほど中川委員からもお話が出ましたけれども、安全の規模をどこに置くのかは本当に大変な設定であろうと思っております。ですから、1/30と申しましたが、それが絶対とはもちろん考えておりません。28でいいのか、いろいろ数値はあると思っておりますが、私どもが申し上げたかったのは、先ほど来申し上げておりますように、これはもちろん実現できる内容でないといけないと思っておりますが、できるだけ多くの方が望ましいということでございます。

中川委員 危機管理のことでお尋ねしたいと思っております。本委員会の議論に先立ちまして、まちづくりワーキングの方で、危機管理、超過洪水対策については幾つか議論をしてきております。その中で、先ほど尼崎市の白井市長さんから強い要望がありました堤防強化についても議論をしております。そのような中で、特に下流側、つまり築堤になっている部分での危機管理について、ご意見をいただきたいと思っております。

状況としてはどちらも似たようなところですので、共通的に申し上げますが、右岸側にしろ、左岸側にしろ、つまり尼崎市さん側にしろ、西宮市さん側にしろ、ハイウォーターレベル - - 今計画している計画高水位と堤防の際々の地盤、つまりまちが形成されている側の地盤の高さを比べますと、地盤の方が低い。計画しているハイウォーター、つまり計画としてここまで水が来ますよというところとまち側の地盤と比べますと、地盤の方が低いというところが、右岸側でも何カ所か、左岸側、河口から甲武橋の部分でとりましても、7カ所、県の方からいただいたデータでグラフにしたものと、そういう箇所がございます。ダムがあろうとなかろうと、計画している水位よりも家が立っている地盤が低いというところが、現状としても何カ所かあるわけです。

堤防を強化するということも提言の中にきちんと盛り込みたいと思っておりますが、100%完璧に崩れない堤防というのはあり得ません。そうすると、まち側に住んでいる人間にとっては、危機管理をどのようにしていくか。堤防が崩れるということも、あってほしくはないことですが、あり得ないことではございません。破堤だけではなく、溢水してくるという場合もございます。このような状況を踏まえた上で、さらに市街地の状況を考えますと、以前のヒアリングのところで、西宮市さんだったと思うんですけれども、

武庫川以外の二級河川の整備の規模が1/6、下水道の整備の規模が1/6という状況でございました。

そこで、質問でございますけれども、規模という形で表現するならば、例えば1/30というような流量を目指すにしても、その間の雨の量は当然でございますし、地盤と計画しているハイウォーターとの関係というのは、今申し上げたような状況です。それらの状況を踏まえて、両市さんでの危機管理の取り組み方、尼崎市さんについては、先ほど市長さんからもお伺いしましたが、考えておられること、あるいは流域委員会にリクエストしたいことがございましたら、ぜひお伺いしたいと思います。

西宮市 武庫川につきましては、上流部の仁川の辺から河口部の海まで入っているわけなんですけれども、ハイウォーターレベルの位置からは、現況の宅地化されている部分はほとんど低いということについては、委員の皆様方もご承知だと思います。上流部については、河床で考えれば、現状では、ほぼ近いところもあれば、鳴尾方面に行けば、河床部についても低いということでございます。

武庫川以外の市内を流れている県河川、並びに下水道の考え方ですけれども、下水道につきましては、現在1/6、46.8、約47mmの対策をしております。下水道の降雨量と県の河川の流量の考え方は、計算式が違いますので、1/20とかそういう考え方で申し上げれば、県につきましては6河川あるわけですけれども、ほとんどの河川は1/20以上のラインをクリアしていただいています。武庫川と同じような形で、夙川があるわけで、これも天井川です。計算式が武庫川でやられている計算式と同一かどうかは県の方で確認しておりませんが、夙川については、阪神線より上流については1/100はあります。南については、1/30ということですので。それ以外の河川については、県河川と申し上げても、上流はほとんど市内を流れている河川ですので、河川というよりも都市下水道という考え方になります。これについては、県の方で、西宮市と住民と入っていただいて一定の考え方を整理するというところで、1/20の整備を行うこと。下水道については、1/10、55mmの考え方で整備していきたいというように考えております。

危機管理につきましては、武庫川が万が一堤防が破堤すれば、近隣の皆さん方は避難をさせていただかなければいけない。当然破堤する前にこれらの対策は順次やっていくわけですが、県が出していただいている浸水想定区域図に基づき、現在西宮市においては、ハザードマップを作成して、市民の皆さん方に万が一のときの対策と申しますか、避難場所と申しますか、そういうことは順次行い、市民の生命だけは確保しなくてはならないと

考えております。

尼崎市 尼崎市の場合、先ほど市長が言いましたように、市内の3分の1がゼロメートル地帯ということですので、破堤となりました場合、壊滅的な被害になります。その際の危機管理と申したら、この夏に、各自治会長さん初め防災ラジオの配付を考えているわけですが、事前に避難勧告を出して、避難箇所に行っていたくしか実際に対応できないと。

市内河川の問題については、下水は、西宮市さんと同じ1/6の確率、46.8mmですが、下水の場合は内水ですので、これは破堤ではなくて、単に水位が上がって、床下か、最悪床上へ来ると。これが人命の被害に直接結びつくものではございません。市内河川は、庄下川、蓬川等ございます。庄下川は今1/10を目標に整備を進めているわけですが、庄下川にしましても、最終松島ポンプ場で県で排水しているような状態で、激流で破堤するというよりは溢水するという感じが強いものですから、これらのケースを見ましたら、溢水に対する内水の浸水ということで、武庫川の破堤とは全く状況が異なると考えております。内水については、これまでも下水のケースによって大部分対応してきたわけなんですけれども、武庫川については全く状況が違いますので、先ほど市長も申しましたように、堤防の強化をお願いしたという状況でございます。

畑委員 質問と申しますより、もう少し考えていただきたいんですけれども、先ほどの水田の話、ほとんどの市が賛同を示しておられませんが、少し誤解があるところもあるかと思えます。と申しますのは、農家の皆様方の協力を得られないであろうということが問題点として指摘されておりますけれども、我々ここで考えておりますのは、農家の皆様方の協力が得られるような方法論で、下流のために上流の皆様方が協力される。下流の方は、それに対して協力金とかいろいろな形で支援をする。そういう発展的なところを目指しております。農水省も、最近はそのように積極的に水田の治水機能の発現ということを考えておりますし、県の方でもそういうことを考えておられるんですけれども、残念ながら河川の方でもう一步踏み込んでいただけないというところがネックになっておるかと思えます。

もう少し私どもの提案をご検討いただきたいと思います。堰板を個々の農家が操作するというようなことは考えておりません。水田を今後とも保全しつつ、流域の貯留の機能を維持し、水田そのものを今後生産面でも発展させる方法論として、治水との協力関係というのを目指しておりますので、そのあたりもぜひともご検討いただければとお願いする次

第です。

酒井委員 いろいろとご意見を聞きました。全体的に厳しいというご意見が多かったように思います。今の時点で、いきなり対策のためにため池とか水田とかに治水効果を求めるということは非常に厳しい問題だと思えますけれども、一つの制度のもとに、また予算といいたいでしょうか、財政的な裏づけをきっちりしていけば、それなりに道が開けるのではないかと思いますことが1点です。

5年前に私たちは、貝原知事の前に6万人に近い人たちの署名を集めて、何とかダムをつくることを思いとどまってほしい、ほかの方法を考えてほしいというふうに持って上がりました。知事という立場は、選挙によってその地位を得られる人でありますので、6万人という署名がどういうふうに取り取られたか、受け取り方によっては問題があるかと思えますけれども、その後、巷間といいますが、一般的に環境、環境という声は声高に言われるけれども、早よダムをつくってくれ、安心して暮らせるようにしてくれという声は声にならないというふうな言い方がされてまいりました。ごくごく一般的な考え方として、武庫川渓谷の美しさは大事にせよということか、少々傷んでも早よダムをつくれということなのか、それぞれのまちのトップのお考え方でどのようにご判断されているんでしょうか、お聞きしたいと思えます。

私は、農業という立場と、上流域に住んでいるということで、上流と下流が対峙するようなことではなしに、武庫川という川を運命の共同体のような形で眺めていきたい、協力していきたいと思うんですけれども、農業の現場を知らない委員もおりまして、私なりに理解に苦しむような場もあります。例えば、きょうは7月10日ですが、農家にとってはここ2週間が瀬戸です。半夏生が過ぎて、7月の下旬までに2日稲が水につかったら、その年の稲作はパーになってしまいます。何とかこのまま梅雨が明けてくれることを、それこそ一日千秋の思いで待っているんですけれども、上流域にはそういう稲作農家もいるということ、また、今も稲川助役さんがおっしゃいましたように、何とか武庫川の水域の水を汚さないようにしようと、除草剤が水質を危なくするというのもあって、除草剤を使わない稲作をしようとする、そういうふうに関心を持っている農家もあるということをご認識いただきたい。

1点お聞きしたいと思えますのは、行政のトップとしてきょうお越しいただいておりますので、それぞれのまちで、早うダムをつくれという声、声にならないけれども、あるのか、環境は壊してはならないという声、どのおおきな声、どのような姿勢でお取り組みいた

だいているのかということをお聞きしたいと思います。

稲川 今酒井さんがおっしゃいました武庫川渓谷の景観とダムの問題というのは、今回の委員会の中で議論が最も伯仲しているところだろうと思いますし、当然のことだろうと思います。私たちも、今酒井さんがおっしゃいましたダムの廃止問題に現場で直面をいたしました。結果的に、篠山市の場合は、丹南ダムを廃止したことによって、下流域の今おっしゃるような安全性の問題をどうするのかというふうなことについては、今もって一部河川上の安全性がということにはございます。しかし、県水にお世話になりまして、上水の確保は万全を期しましたし、ダムをつくらなかったことによりまして、その結果下流域にどのような影響が出たかということについては、今のところ大きな問題にはなっておりませんし、酒井さんがおっしゃるような悪い方向に発展したということにはもちろんなっておりません。したがって、結果的には、そのことが今の篠山市においてよかったというふうに思います。

そこら辺については、非常に難しい判断材料だろうと思いますけれども、委員さんのご意見を十分聞きながら判断しなければならないのだろうなというふうに思います。とはいいながら、先ほど各市からございましたように、市民の皆さん方、下流域の皆さん方の命と安全を守るということをお大前提として考えなければならないことですから、そのことについては大事にしたいと思います。

それから、水田の問題でございますが、上流域の水田対策について、今お話がございましたように、下流域の皆さん方に対して万全を期したいというふうに私も再三申し上げてまいりました。ただ問題は、今酒井さんからお話が出ましたように、一たん上流域において大水がつかますと、その作一作は全くとれないということは歴然としています。この辺のところについて、財政的な裏づけ、あるいはそういう運動といいながら、なかなかそういったことに発展をしないというのは問題ですから、そこら辺のこともあわせて早急に検討をする必要があるだろうと、聞かせていただいています。

十分行き渡っていないと思いますけれども、今出されましたご意見につきましては、上流域に存置する市として、これから鋭意検討してまいりたいと、こんなふうに考えさせていただきました。

竹内 流域委員会では、新規ダム以外のことを優先的に考えるという結論が出ておりますので、私の方から、ダムがいいか悪いかというのは、あえてコメントは差し控えさせていただきます。ただ、治水対策の一番手っ取り早いのは、私はダム建設



であろうと基本的には思っております。しかし、これは三田市の意見ではございませんので。そういった中で、新規ダムは位置づけない、現時点では他の方法で検討可能ということになっておりますので、この問題については差し控えたいと思っております。

先ほど畑先生が言われました水田の貯水の問題でございますけれども、これの負担のシステムというのは、武庫川に限らず全国的に考えていただきたいと思えます。ただ、私は、農家の人の立場というのは、ただ単に補償だけ払ってもらったらいいいんだと、手間隙かけて、米の値段だけ払ってもらったらいいと、これでは農家の人の心情として、なかなか理解が難しいと考えております。

村野 新規ダムなのか、保全なのか、どちらだというようなことになるわけでございますが、それがはっきりしておれば悩まないわけでございますが、その辺を当委員会の方でも非常に熱心にご討議していただいているところでございます。私どもは、先ほど来申し上げておりますように、当然環境も大切でございますが、すぐ目の前に水害というものも控えておりますので、やはりこのところはきちっと押さえていかなければならないというふうに考えているところでございます。

濱片 トップの考え方というところですけども、まだまだ判断できる状況にはないと思っております。この委員会でのどのような方法がベターなのか、最善の策が出れば一番いいんでしょうけれども、非常に難しい面があると思えます。したがって、トップの考え方というふうにはまだまだ判断できにくい状況にあると思えます。

西宮市 武庫川の渓流につきましては、自然というのは、皆さんここにおられる方は、だれ一人自然を壊していいと思っておられないというのは、私自身も感じております。ただ、日常の仕事、その他、市民の方々と接する場合に、直接利害に関係する方々の意見は、自然は大切だという方もおられるし、浸水すれば、その責任を行政に求めてくる方もおられます。我々としても、何が一番正しいか、これが結論できれば、皆さん方も長時間、200日もかけてこの議論をされているというようには思わないわけです。いかにこのことで自治体並びに住民の方々が共存できるかということで、皆悩んでいるということは事実だと思えます。

私自身も、これについて、どっちが正しいのか、人の命か自然かどっちかと言われれば、人の命は地球よりも重いということで評価されております。ただ、単純にここで我々がいろいろいうことでなくて、皆さん方の貴重な意見を参考にし、県の方でも、その意見を参考にし最終的な結論が出ると、その結論の内容によって西宮市が判断したいと考えてお

ります。

答えになっているかどうかわかりませんが、行政としては、多様な意見があり、その最大公約数を求めて日常行政をやっているということだけご理解をお願いします。

尼崎市 先ほど市長が申し上げたとおりでございます。

中島 先ほど来新規ダムどうかというお話でございますけれども、そのこと自身は本当に難しい問題で、だからこそ悩み多い、具体的に申し上げますと、環境問題をクリアしつつ、治水に効果がある方法というのが簡単に見つからないということは理解いたします。ただ、その問題を難しいからちょっと置いておこうという中で、例えば既存ダムの活用というふうに直に流れてくるというのであれば - - そうではないと思いますけれども、先ほど尼崎市長もおっしゃいましたように、既存ストックを有効利用するというのは、この時代のキーワードでございますし、非常に有効な考え方というのは私も理解します。

そんな中で、千叡ダムの治水活用ということは緊急提言まで出していただいています。この提言の中でも、治水活用するための課題というものは、委員会においてそれなりにきちりと整理していただいております。そちらの課題の解決も、新規ダムで悩み多いと同時に、もう少し悩んでいただきたい。率直に言うと、そんな感じをいたします。

うまく言えませんけれども、上下流の問題、いろいろ複雑な問題を伴います。その辺を最終的に総合行政の観点から県さんがリーダーシップをとって物事を決めていかれるんだと思いますけれども、さっきも言いましたように、千叡ダムの治水活用、ノーと言っているんじゃないでしょうか。ただ、今の状況では、これこれについてはこう言わざるを得ぬという問題がございますので、ご理解いただきたいと思います。

松本委員長 大体予定時間になりましたので、このあたりにしたいと思いますけれども、ぜひにという方、いらっしゃいますか。

田村委員 治水の話が重要で、そっちの方のヒアリングが主体ですので、まちづくりの側からいつ質問しようかなと思っていたんですけれども、簡単に要点を絞って申します。

1つは、我々、治水だけではなくて、まちづくりと川づくりという観点で、いろんな提言をしようとしています。その1つの軸として、武庫川 100年の風景づくり、あるいは景観づくりというふうに言っております。当然、上流、中流、下流で違うんですけれども、少なくとも下流域の武庫川を中心にした景観がどうあるべきか、どう風景をつくっていったらいいかというのは重要な課題だと思います。下流域の宝塚市さん、伊丹市さん、西宮市さん、尼崎市さん各市の景観行政では一生懸命やられていると思うんですが、武庫川を

中心にして、武庫川とまちの景観、あるいは両隣のまちの景観調整、そういった連携と連動というのが絶対必要だと思いますけれども、その現状と今後の努力目標を1つお答えいただきたいのと、三田市さんにつきましては、武庫川が真ん中を流れていまして、三田市のまち中のいろんな文化・歴史資源と武庫川の資源がうまく連動していく。例えば、橋だけでも、あの狭いところに短区間に9橋もかかっている、車瀬橋というような歴史的な橋もあります。そういったものを十分生かしていくようなことを今後考えていかないといけないと思うんですが、その辺について少しお聞かせいただきたい。

宝塚市さんも、マイタウン・マイリバーというのがあるんですが、周辺のまちの景観づくりとうまく連動していないという評価もあります。その辺について、簡単で結構なんですけれども、お答えいただきたいということです。

村野 武庫川の景観ということで、冒頭に申しましたように、宝塚市は市の中心部を流れております。武庫川を基軸とした景観は、原風景を含め、維持して良好な景観を守っていかねばならない。そういうスタンスに立っております。その中で、宝塚市では、景観基本計画を持っております。その中で、地域特性に基づく景観形成に努める区域として、武庫川等の主要河川沿いを区域として今進めております。ただ、委員のお話にもありましたように、武庫川に面してマンションが林立しているような現状もございます。その辺は非常に危惧をしているところでございますけれども、今申しましたように、武庫川は市の中心ということで、その辺の景観は大切にしていきたい。

それから、公園の話もありましたけれども、高水敷は今市民が憩いの場所としておりまして、そういうことも風景として大切なことかと思っておりますので、それも含めまして、大切にしていきたいと思っております。

竹内 今ご指摘がありましたように、三田市にとっては武庫川というのは母なる川でございまして、昔からいろいろな歴史、文化をつくってきました。特に、昔は船着き場といいますが、そういった歴史もございまして。そういった中から、特に自然環境を大切にしようという形で、藍本の洗堰あたりは県のお力添えによって、ああいった魚のすめる保存をしております。できるだけ自然環境を残していただくという整備が進められております。

確かに、市街地にはたくさんの橋がかかりまして、それぞれ橋の名前には文化があります。橋については、やはり通行中心といった形になっておりますので、そういった面影もだんだん消えつつあるわけではございますが、三田市は、武庫川というのは歴史、文化の中心といった形で、これからも整備をしていきたいと基本的には考えております。

田村委員 下流域の宝塚から尼崎間の各市が、景観づくりということで、連携、連動できないかなと思っているんですけども、長くなりますので、それは後ほどで結構です。

土谷委員 三田市さんに質問ですけども、三田市庁舎がもうすぐ新設されますが、雨水貯留施設を計画されていますでしょうか。

それから、伊丹市さんに質問は、先ほど学校、公園が100%達成は難しいというようなことをおっしゃったかと思うんですけども、数にすると、学校は114校ということは、30年間でやると、7市で1年間に4校ずつぐらいのペースになります。公園の方は、1年間に二、三個ずつのペースになるんですね。それでも困難でしょうか。

竹内 三田市の庁舎ですが、大変老朽化しておりまして、いよいよ建てかえに向けての条件整備をしております。現在実施設計を進めているわけですが、この基本構想の中では、雨水の貯留施設というのは、コストの関係からできていないというのが現状でございます。今後、こういった形にするか、これから実施設計の中で検討は加えられますが、現時点ではそういった施設は設置していないという計画になっていると思います。

濱片 私が先ほど述べましたのは、数ではなしに、114校、公園では0.1ha以上のこのように、すべての学校、公園を対象じゃなしに、可能なところを対象にした結果というふうに記載しております。仮にそれで選ばれたとしても、その1校、あるいは1公園、それを100%、その面積が抑制効果に役立つという量的な問題は、100%とするよりも50%ぐらいにちょっと低く見た方がいいのではないかという意味で、量的なことを言わせてもらったんですけども。

松本委員長 1つ1つの対策につきましては、ご理解の点でもそこがある部分があるかもわかりませんが、そのあたりは、また改めて、私たちの提言に基づいて、いろいろのご意見、あるいはご判断をいただきたいと思います。

時間的に少し窮屈になってきましたので、意見の交換はこれで終わらせていただきます。

最後に2点だけ、ご意見等を伺う中で感じましたことを申し上げておきたいんですけども、1つは、この流域委員会が、私が冒頭に申し上げましたような検討をして提言をしようとしている。そのことについて、総論としてご賛成をいただいているというふうを受けとめます。しかし、各論としては、どうかなということで、典型的な総論賛成、各論反対というふうなニュアンスが大変気になりました。ただ、議論の中では、各論反対の部分も、1つ1つお聞きしていけば、必ずしも私たちの考えていることと真っ向から対立しているご意見ではない。かなりの点では、方向性としてはご理解をいただいております。

ただ、その中身の詰めの部分で情報の十分な共有、あるいは委員会の考え方がちゃんと伝わっていないかな。我々の方も、十分精査していない部分がございますので、そのあたりがどうやら総論賛成、各論反対のように見えているのではないかと思います。

ただ、総合治水というのは、今回の武庫川流域委員会でやっているように全面展開しているのは、日本の流域の整備計画づくりでも前代未聞、いわば前例のない試みをしているということは百も承知で取り組んでおります。行政とすれば、前例のないことに取り組むというのは、もともと不得手だというのは当然理解しております。行政の側から見ると、危なっかしい、そんなことをというふうになるのは仕方がないだろう。けれども、総合治水というのは、既に新しい河川法ができて10年、これを国策として進めていこうというふうな方向へ向いているわけで、ある意味で私たちは未踏の領域に勇気を持って踏み込もうという提言をしているわけです。そういう意味合いでは、行政の現場の方々のご意見とまだまだそこがあるということは当たり前かなというふうに思っています。このそこをどのように詰めていくかということが、これからの流域委員会の課題というよりも、まさしく河川行政の課題、流域の安全と環境と暮らしを守っていくための課題ではないかというふうに感じました。これが1点でございます。

もう1点は、総合治水というのは、私たちは、新しい河川法でより一層明確にされて今取り組んでいるわけですが、これは決して河川行政だけで川をおさめるということではない。水産も含めた農林行政、都市行政、あるいは環境、教育、場合によったら福祉、さまざまな行政の分野がそれぞれどのように貢献できるかということに取り組むのが総合治水だというふうに私たちは理解してきました。いわば、行政の総力を挙げて取り組んでいたかねば、こんなものは進まない。もしそのつもりがないんだったら、さっさと総合治水なんて旗をおろしていただきたいということをしばしば県の方とも話しております。お題目だけの総合治水ではなくて、本当に行政の総力を挙げて取り組むというふうなところがなければ、私たちのかく絵も、絵にかいたもちになるのはもう見えております。

新河川法、改正した河川法が成立したときに、あの河川法の産みの親である下河辺淳氏 - - 河川審議会の会長は、こう言っていました。100年ぶりの大改正は、河川法が単なる河川行政の法律ではなくて、日本の国土政策の上位法になるんだ。このことを神戸のシンポジウムで強調されていまして。それほどの大きな中身を持っているものだ。河川法が上位法だというのは、法律的にはそうはならないんですけども、そういう内容を含んでいるということに私は非常に感銘を受けました。だからこの流域委員会をやっているんです

けれども、そうしたこともぜひ基礎自治体の皆さん方にご理解をいただきたい。そうでなければ、私たちの提言がすっとんと落ちるように伝わらないのではないかと懸念いたします。

きょうの意見の交換、あるいはご意見を承った中で、その 2 点が特に気がかりになりましたので、私の方からお願いかたがた、まとめのかわりにさせていただきます。きょうは本当にありがとうございました。提言が出た段階でぜひご検討いただきますように、よろしく申し上げます。

この後、きょうはそんなに長時間の議題にならないんですが、参画と協働の川づくりの進め方と千叡ダムの治水活用に関してのご報告と討議を行いますので、お時間がよろしければ、もうしばらくおつき合いいただければありがたいと思います。きょうはありがとうございました。

引き続き、お疲れでしょうけれども、次の議題に入らせていただきます。

まず、総合治水のワーキングチームの報告をさせていただきます。資料 4 - 1、4 - 2 に入っております。

2 回のワーキングチームの会議の中では、1 点は、前回の本委員会の中で傍聴者からご指摘をいただきました低水路及び高水敷の粗度係数にかかわるご指摘について、流下能力にかかわる問題ということで、平成 14 年の武庫川治水計画検討業務報告書の資料に基づいて協議をいたしました。この結果につきましては、記載のとおり粗度係数については、洪水の痕跡から計算した逆算粗度と計画で用いる推定粗度とは異なる。それに伴い流下能力の評価にかなりの差が出るが、計画では、推定粗度が採用されている。武庫川における逆算粗度を計算する痕跡データ等が少ないことから、県は安全側の数値を採用しているが、この県の考え方は現時点では間違いとはいえないという判断をいたしました。そのことをご報告させていただきます。

いろんな議論が委員会の内部ではございます。粗度係数をどう扱うかについては、専門委員の間でも意見の相違がございしますが、このことをもってして、この時点でさらに現況の流下能力を変更するところの議論までは困難であるというふうな考え方になりましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、これに使いました会議の資料は、この会場でも閲覧に供しておりますので、ご確認ください。

2 点目は、千叡ダムの治水活用に関する検討であります。多目的ダム案の 4 つのバリ

エーションについての試算結果等について、検討資料を協議した結果、下記のことについて確認をしました。

新たに追加された非常用洪水吐とトンネルの増設や追加放水トンネル、立坑の設計等についてはさらに検討が必要である。

各委員が千苅ダムの治水活用をどのように取り扱うかをまとめて、さらに検討するという事で、資料 4 - 2 の第 45 回ワーキングチームの検討結果の下から 5 行目の( 2 )の千苅ダムの検討であります。

検討した結果、A 案と B 案、後ほど資料 4 - 3 に基づいて詳しくご説明をさせていただきますが - - については、堤体の補修補強及び非常用洪水吐の新設を行うかどうかの違いがあるのは、治水活用の可否以前に現在の河川施設等構造令ができる前に建設された千苅ダムについて、一部基準に適合しない既存不適格部分を放置するのかどうかという河川管理者の判断と責任をどのように考えるのかという問題があるだろう。そういったことが新たに浮上して、意見としてまとめました。

2 つ目は、前回もこの委員会でお示ししました B - 2 ' 案、これも後ほどの説明の中で詳しくご説明しますが - - については、B - 2 案が構造上、物理的に不可能な場合に、B - 2 ' 案というものを設定しておりましたが、物理的には可能であることが解明されたということと、神戸市さんが洪水期にゲートを下げるというご報告を聞きましたので、ゲートを上げて治水容量に活用することは非現実的であることから、B - 2 ' 案は検討対象から外すことを確認しました。

3 つ目は、B - 3 案については、治水専用ダムに変えるという案で、将来の選択肢としては一応検討材料に置いておきますが、現在検討している整備計画に位置づけることは困難であるという確認に至りました。このことを 2 つご報告したいと思います。

さらに、資料 4 - 2 の第 45 回総合治水ワーキングチーム会議では、神戸市さんからのヒアリングをかなりの時間にわたって行わせていただきました。この中で新たに確認されたことは、7 点ほど記載しているとおりであります。

このヒアリングでは、神戸市さんにとっては、市外地である羽束川の流域から取水していることについて、武庫川の治水、利水、環境にどのように貢献するかどうかについては、出席された水道事業者としては回答できない。それと同時に、具体的な治水活用の方策についての見解は示されている内容だけではよくわからないとしてお聞きすることはできませんでした。

確認させていただいたことは、1から7でございます。

1つは、千苅ダムは国の登録有形文化財に登録されている。将来は重要有形文化財に指定される可能性があるというご報告がありました。2つ目には、県の今回の指導に対しては、洪水期(6月から10月)は越流頂まで常時満水位を下げるように早期改善に向けて県と協議しながらダムの操作規程の作成を進めている。県の改善指示のとおり、今回の指示については従う方向での準備を進めているというご報告がありました。3つ目には、上記の改善をとることによって、非常用洪水吐の大洪水のときの放流能力は、ダム主堰堤の洪水吐断面をすべて利用した場合に786m<sup>3</sup>/sを確保できる。神戸市は、これによってダム堰堤の安全性は確保できると考えているという見解が示されました。

4つ目には、現況の放水トンネルは岩盤の中にくり抜かれており、強度的には問題ないというご指摘がありました。これは後ほど検討していく治水活用していく場合に定量放流をこのトンネルでどの程度まで負担できるかということにかかわる見解でございます。5つ目には、神戸市としては、千苅ダムを耐震補強する必要はないと考えているという見解も示されました。6つ目には、神戸市の向こう10カ年の水需要予測では、神戸市の推定人口が現在よりも3万人多い156万人、これは神戸2010ビジョンであります。現状153万人から10年間で人口はややふえるが、1人当たりの給水計画の原単位が減るので、水道需要は横ばいを想定しているというご見解が示されました。

このヒアリングでまだよくわからなかった7番目に書いてあります7点に関しては、後日改めて回答をいただくことになりました。

以上が、ワーキングチームからのご報告でございます。本日は、これに基づきまして、後ほど千苅ダムの治水活用の県の方から新たに出されました検討資料についてご報告をいただきますが、その前に、パブリックコメントの取り扱いについて、ご説明、ご報告をいただきたいと思っております。

これは前回の委員会でご報告しましたとおり、ことしの1月に兵庫県は、内規を改定して、基本方針はパブリックコメントにかけるが、整備計画はパブリックコメントにかけないというふうに変更されたことでもあります。この件に関しましては、内規変更後半年間にわたって当流域委員会にご報告がなかったことについては大変遺憾であるということを前回表明させていただきました。そして、参画と協働の関連施策の中でのパブリックコメントの取り扱いの変更が、この3カ年の検証の結果行われたというご説明がございましたので、この検証結果のご報告とあわせて、武庫川流域委員会では、整備計画の



パブリックコメントをどのように扱うのか、この 2 点についての県の方からの報告、説明をしていただきたいと思います。

林 まず、事務局の方から、お手元の資料 2、参画と協働関連施策の 3 か年の報告 概要版の資料に基づきまして、3 カ年の検証経緯から説明させていただきます。

題名は今申し上げたとおりで、パブリックコメントだけではなくて、ここに書いていますその他の関連施策すべてを含め、参画と協働の推進に関する条例に基づきまして施策の検証、効果の検証を行ったと。平成 18 年 1 月ということになっております。この資料につきましては、この 2 月 1 日に記者発表した資料でございます。

めくっていただきまして、1 ページ目の一番上に、検証の目的ということで書いてございます。参画・協働条例の附則に、条例の施行の日から 3 カ年以内にその効果の検証を行うということで、もともとこういう効果の検証を予定していたということが書かれております。

今申しましたように、すべての施策を検証したということでございますので、省略させていただきますまして、パブリックコメントに関する効果がどうだったのかという部分について見ていただきたいと思います。

4 ページの(3)主な施策の実施状況の検証というところから関係する部分でございます。まず、こういう主な施策について検証しましたという中で、下から 3 つ目の県政への県民の参画の下丸で、県民意見提出手続の実施(例示)という表現になっております。例示の部分が、5 ページの 3 つ目の枠でございます。県民意見提出手続(パブリックコメント手続)の運用、二重丸が成果で、黒丸が課題ということで、3 カ年でどれぐらいの意見提出があった、案件があったというようなことのまとめから、それぞれ課題を書いてあると。特に今回河川法の関係が、黒丸の下から 3 つ目でございますまして、一地域に影響が限定されるような特定の地域に係る案件については、柔軟かつ効果的な方法で実施するべきだと。また、法令等に県民の意見を反映する手続等が規定されている場合は、法令等の趣旨を踏まえ、原則として県民意見提出手続にかかわらず、より効果的な意見聴取方法を工夫するというまとめになっております。

これが課題ですが、この部分の議論の中で、今回河川法の関係規定をつけておりませんが、河川法第 16 条の 2 という項目で、河川整備計画の規定がありまして、その中に、必要がある場合は公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとなっております。こういう河川法の規定を受けまして、兵庫県の場合は、前回の委員会

で資料を添付しておりましたように、水系ごとに、名前は流域委員会であったり懇談会であったりいろいろなんですけれども、そういう委員会を設置して、関係住民の方に参加いただいて、原則公開としてやっているということでございます。公聴会等ということで、直接参加型の委員会を法律も想定しているということですので、この委員会をより充実させようという扱いでもって、例えば委員会によっては傍聴者の意見を禁止していたような委員会規程もございましたけれども、この1月からそういったものを改正して、原則傍聴者からも意見をいただくとか、より公開度を高めるという扱いにいたしました。取り扱いとしましては、原則として流域委員会によって意見を聴取するという扱いにしたということでございます。もちろん、流域によりましては、さらにやる場合もあるだろうということで、原則扱いをしていると。これが検討の経緯で、前回の資料の扱いになったという状況でございます。

以上でございます。

松本委員長 これが3年間の検証結果という部分でございます。

もう1つ、武庫川の場合にこれをどう取り扱うかということについてお願いします。

森田 河川計画課長の森田でございます。

武庫川委員会におけるパブリックコメントの取り扱いでございますが、前回の委員会で、前向きな方向で検討させていただくというお話を差し上げたところでございますが、現段階ではやる方向で検討を進めたいと思います。その時期、方法については、若干検討課題がございますので、それについては決まり次第、またご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

松本委員長 資料についての若干の説明をお願いします。

森田 資料3、千種川水系の河川整備基本方針、その裏に整備計画の策定というフローがついております。これの中にパブリックコメントの位置づけがございますので、若干説明をさせていただきます。

整備基本方針の方でございますが、まず、千種川委員会の設置がございまして、その次に治水・利水・環境の現状と課題について委員会審議という項目がございます。この審議が行われる中で、整備基本方針の素案の作成ということが右側に書いてございます。武庫川流域委員会の場合は、8月末の提言を受けて、県原案という形で提示するという形になります。武庫川流域委員会の場合は、素案とか原案とかいう区別をつけておりません

が、千種川の場合は、一番初めに提示するのが素案というような表現になっております。その後、この素案について委員会審議をします。これは、武庫川の場合ですと、原案の審議ということになると思います。その後、原案が固まった段階で河川審議会へ諮問をし、それからパブリックコメントを実施した段階で、河川整備基本方針の案というものを作成します。それと並行した形で、委員会へはパブリックコメントの結果報告とともに、その案について委員会審議をお願いするという形になっております。それから、国等の関係機関の協議を進めまして、河川審議会へパブリックコメントの結果とともに報告をし、その場で河川審議会からの答申を受けるという形になって、それを終わった後、国へ同意申請を行うという流れになっております。

裏側をめぐっていただきまして、整備計画の方の策定フローでございますが、上から2つ目までは河川整備基本方針の流れでございます。整備方針の策定が終わりますと、整備計画の審議に入っていくわけです。整備計画の審議が終わりますと、千種川では、河川整備計画素案という形を書いておりますが、武庫川の場合は、原案というふうにお考えいただきたらと思います。原案ができた段階で、委員会の審議を経て、それからパブリックコメントにかける。それを踏まえた形で、案というものを作成して、パブリックコメントの結果報告とともに、河川整備計画案についての委員会審議を行う。それから、関係機関の協議を行った上で、同意申請を行う。そういう流れになっております。

以上でございます。

松本委員長 これに関しまして、委員からご質問、ご意見があれば承ります。

法西委員 このフローの表ですけれども、17年8月になっております。私たちは、18年8月に終わるんですけれども、これにならなくて、そういう計画をされたんじゃないでしょうね。パブリックコメントは、9月から10月ではなしに、もっと後ですね。この辺、ちょっとわからないので、お願いします。

森田 これは、千種川水系の策定フローでございまして、実際の日がちが入っております。

法西委員 武庫川では違うわけですね。

森田 武庫川は、先ほど申し上げましたように、時期とか方法については今後検討することにしておりますので、具体的な武庫川のフローとはお考えいただかない方がいいと思います。

法西委員 3月ではないんですね。まだ考えていないということですね。

森田 そうということです。

松本委員長 若干補足しますと、運営委員会で、このあたりはいろいろ議論をしました。兵庫県の設置した流域委員会で、基本方針から審議をしてやったのが千種川を含めて3つというふうに聞いています。それで一番直近で、時間をかけた千種川のケースでどうだったかということ参考のためにここに提示してもらったわけでありまして。運営委員会の議論の中では、基本方針では流域委員会にパブコメの結果報告はしないという話がありましたけれども、このフローを見るとちゃんとやっているわけで、このとおりに武庫川でやるかどうかについて、時期と方法については、さらに県の方で検討し、運営委員会等に協議が行われるという前提になっております。

いずれにしても、基本方針、整備計画ともパブコメを行う。パブコメを行う上で、委員会がその結果にどのように関与するかということがこれから詰められるということで、現時点では県も方針が決まっていないということだと思います。

ただ、参画と協働という、きょうも冒頭に原口部長が非常に重視するという発言がございましたが、委員会が提言を出して、原案が作成され、そして県民に広くパブリックコメントを求め、その結果がどのように案に反映されるかということに、委員会がまたどのように関与するかということのプロセスは、兵庫県の参画と協働の実態を指し示す試金石となるかと思っております。そのあたりは、運営委員会では、今後委員会としても慎重に検討していこうということで、とりあえずきょうはこういう報告をしてもらったということでございます。

ほかにご意見はございますか - -。

特になければ、これで終わらせていただきまして、一応こういう報告を受けて、武庫川ではそういう方向にあるということの確認にさせていただきます。

次に、千叡ダムの治水活用の検討資料についてであります。ワーキングチームでの検討概要は先ほどのご報告のとおりであります。もう少し中身についてご報告をしなければ、何のことやらわからない面がございますので、資料4-3に基づいて県の方から説明をしていただきます。

渡邊 河川計画課の渡邊です。

資料4-3をごらんいただきたいと思っております。前回の6月26日の流域委員会の中で、A案、B案、C案という基本的なパターンについてご説明しました。A案と申しますのは、事前放流による方法、B案については、河川管理施設のダムとして活用する方法、C案は、完全に利水機能を外して治水ダムとして改造していこうというもので、この3つの方向の

中で、C 案の治水ダムについては外すということが流域委員会の中で確認され、残る A 案と B 案について、もう少し検討していこうということになりました。さらに、B 案については、可能な限り効果を高く持っていけるように追求していこうということで、それを中心とした検討がこの間の 2 回のワーキングでなされました。

本日は、ワーキングの中で配付して議論していただいた資料をオープンにするという意味でお配りしております。ただ、どちらのワーキングも 17 名の委員の方が出席されておりますので、議事の運営の効率化を図る上で、簡単な紹介にとどめさせていただきたいと思っております。

今画面に映っておりますのが、資料 4 - 3 のうちの表紙ともう 1 枚繰っていただいたところに出ております 2 - 1 ページの表です。これが今ワーキングの方で検討いただいております改造案の一覧表です。

先ほども申しましたけれども、A 案、B 案、C 案、そして B 案のバリエーションとして B - 1、B - 2、B - 2'、B - 3 というふうに 4 パターン考えておりました、あわせて 6 パターンです。

この中で、治水効果だけを見ても、一番下の欄ですが、A 案の場合の 173 から、右に行くに従って効果が得られまして、C 案のときには 427 ということです。一方で、上の行にあります利水容量としては、現在の 1,161 万 m<sup>3</sup> というところから、右の方は 84 万 m<sup>3</sup> という形に減っていく。それは裏返して言いますと、さらに上の段ですけれども、治水容量を幾らとるかということにきいてきます。現在はゼロですけれども、バーで引いておりますが、最大の場合、C 案では 686 でした。同じ洪水が来ますので、限られた治水容量の中でどうきかしていくかということで、下から 4 行目の段になりますけれども、常用洪水吐きの放流量を幾らにするか、言いかえますと、幾ら洪水のときに絞って、下流には出さないようにするかということです。傾向としては、A 案から B 案、さらに C 案と右に行くに従って、できるだけ絞って、ダムでため込んで、下流に対する効果を出すと。そのかわりに、利水容量は少なくなっていくというふうな検討です。

4 つありますけれども、C 案については、さっきも言いましたが、6 月 20 日のワーキングで、外そうということになって、26 日の前回の流域委員会で、それが確認された。また、B - 2' 案は、この間の 7 月 4 日のワーキングの中で外すことになりました。それは先ほどの第 45 回の協議メモに委員長が記されているとおりです。

残る 4 つの案について、図面の方で、案の考え方を簡単に説明させていただきたいと思

います。

今広げていただいております表の左側ですけれども、1 - 2 ページ、確認の意味で現況をご説明いたします。

A - A 断面という横断面を真ん中下に載せておりますけれども、これは千苅ダムを主堰堤及び右側にかいています放流堰堤を 1 つの断面で曲げて表示したものです。現在、本堰堤が、台形の形で漫画化しておりますけれども、ゲートを立てた状態で、利水ダムとして機能されていたと。天端は 176.8 という高さでした。洪水が来たときには、入ったものがそのまま出ていくということで、ゲートの上を越流するような形で主堰堤の方では流れません。また、右側にかいています放水堰堤では、堰がありますけれども、これを越えた形で水路の方に流れて、それが放水トンネルの中を通過して羽東川下流の方に行くという形です。

左の方にゲート部分の拡大図が載っておりますけれども、ゲートを立てた状態でこれまで運用していた中で、176.8 という高さまで水がたまっていたわけです。これを下げるよというということで、県の方が行政指導をしております、それについては、ことしの 8 月までに下げる方向で事務が進められているということです。

こういった状況の中で、ゲートは下げていくこととなりますので、下に書いておりますけれども、放流能力も、ゲートの全閉時、全開時と二段書きしておりますが、177.7 というある程度余裕高を残した形での断面で考えたときに、今 224 だったものが 512 まで拡大される。その分安全になるということです。

こういった前提のもとで、次に A 案というものを考えるとすれば、2 - 3 ページの図になります。この案では、ゲートを既に下げた絵にしております。今検討の対象にしなければいけない洪水時の状態でございますけれども、ゲートを下げておりますので、常時の満水位というものは 175.3 という位置にあります。これは今の主堰堤のモルタルゾーンのコンクリートの天端の高さになってきます。

こういうふうな貯水池での利水運用がされますので、これから事前放流をして 1.7m 下げることによって、約 166 万 m<sup>3</sup> の洪水調節容量を生み出そうという案でございます。洪水を迎えることによって、今の越流頂を越えてしまいますと洪水調節がききませんので、越流頂を超えない範囲内、166 万 m<sup>3</sup> の範囲の中で洪水をカットしていこうということです。ただ、計画を超える規模の洪水というものが起こり得ますので、そのときには超過洪水ということで、主堰堤では越流しませんが、放流堰堤の方でも、既存の放流堰堤が若干高い形で残りますけれども、さらにそれより上に上がってくれば、それを越えた形

で超過洪水をトンネルを通して羽束川に流していくという形になります。こういう案の場合には、上の平面図にかいておりますけれども、現在の放水路のトンネルとは別に放水トンネルをつくっていかないといけません。

次に B - 1 案ですけれども、前回の委員会では B 案ということで、基本パターンになっていたものです。先ほどとの違いは、事前放流をせずに、あらかじめ先ほど言った 173.6 の高さを常時満水位という形でしておこうと。洪水の前に台風なりの様子を見ながら判断していくのではなくて、より安全な形で機能できるように事前に下げていこうという形のものです。効果的には一緒です。非常用洪水吐きの計画を超える洪水の場合の対処の仕方も同じです。1つ違ってきますのは、水をためている状態のところ、常時満水位よりも下のところですが、先ほどは利水ダムですので、現状で何ら使い方としては変わらないんですけれども、B 案の場合には、洪水調節を主目的に行う多目的ダムということで、河川管理施設になってきますので、河川構造物としてのそれなりの基準なり機能を持たせる必要があります。

それが、下の方に書いております堆砂容量というものを設けていかないといけないと。ダムは土砂が入ってきますので、今の基準では 100 年分ですけれども、流れ込んでくる土砂がたまるポケットを持っていく。また、利水容量として、今 604 万 m<sup>3</sup> というふうに書いていますけれども、この中には水道の従来利水容量と同時に、不特定というものを括弧書きで書いております。通常の多目的ダムが、ためることと同時に、水が少ないときに下流へ水を補給していくような環境的な要素も担うように考えておりますので、そういった容量も設けるとということで、先ほどの A 案との違いは、利水容量の水道部分が先ほどより若干減っていくということです。

あと、非常用洪水吐きトンネルということで、平面図の中に大きく矢印をかいておりますけれども、これは後ほど検討課題ということで説明させていただきます。

次に、2 - 5 ページ、B - 2 案ですけれども、これは先ほどの B - 1 案をもう少し工夫してみようということで、委員からの提案に基づいて出されたものですが、B - 1 案にさらに事前放流していこうと。常時満水位が、先ほど言いましたように、173.6 でしたから、洪水を迎えるときには事前放流をさらに 168 万 m<sup>3</sup> 程度下げることによって効果をふやしていこうということです。ほかの堆砂容量、利水容量、あるいは非常用洪水位の関係については、容量的には一緒なんですけれども、構造的に若干変わってきますのが、洪水時を待ち受ける断面、洪水調節容量というものが、先ほどの 166 万から 334 万 m<sup>3</sup> という形

で大きくなっています。それはすなわち下にもう少し広げているということなんですけれども、それに伴って、洪水を吐く対象の水深というものも変わってきますので、右の放水堰堤にかいております放流ゲートも下げていかないといけません。その関係で、B - 1案では現在の放流堰堤が使えましたが、ここでは下げた形でのつくりかえをしていかないといけないということを示しております。

B - 2 は、外れていますので省略します。

最後に、B - 3案です。事前放流はここではありません。そのかわりに、常時満水位というものを170.1mまで下げておいて、洪水調節容量を多くとっておこうということです。その分だけ治水効果は高まりますけれども、利水容量、あるいは常時の水面が下がってまいります。それに対する影響と、放流設備についても、先ほど言ったように若干下げてつくるだけでは済まなくて、場合によれば、立坑というものも、C案に近いようなものが必要になってくるかもしれません。そのあたりの技術的な検討はまだできておりません。

3 - 1ページからは、改造を行う上での課題ということで、ワーキングでの検討に資するために技術的な部分についてお示ししております。

1つ目は、大きく絵をかいておりますけれども、千苅ダムの補強というものが必要ではないかということで、今B案では、布引ダムを参考に若干のコストを見込んでおりました。これについては、神戸市さんのヒアリングの中で、事前放流の場合には必要ないであろう、現在で安全であろうというふうにお答えされておりました。河川管理者側としましても、現在の状態で使う場合には、特段補強を行う必要はないというふうに考えております。

次に、3 - 2ページは、洪水調節施設の放流についての国の基準です。平面図の方に大きく漫画をかいておりますけれども、非常用放水トンネルとして新たに3本目のトンネルが要るんじゃないかということです。確かに、政令である河川管理施設等構造令の中には、非常用放水についての規定がありまして、それに対する対応が求められますので、多目的ダムの場合にはこういったものもつくっていかねばならない可能性があります。

3 - 3ページでは、施工上の課題としまして、水かえをどうするかとか、工事用の道路、あるいは管理用の道路をどうするかといった技術的な課題をお示ししています。これ以外に、従来からお示ししておりました、課題表として小さい字で書いておりました分で、きょうは2 - 2ページに作成途中のものしかようおつけしていないんですけれども、この中には、先ほど言いましたような技術的な課題以外に、代替水源に対してどういった方法が考えられるかといったこと、渇水リスクのこと、コストのこと、あるいは環境面について課



題として整理しております。これらについては、ワーキングなりで、限られた時間ではありますけれども、検討いただくようになっております。

あと、参考資料としては、先ほどの説明に係る資料です。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

松本委員長 以上、ワーキングチームで説明されました、あるいは検討しました資料についての説明であります。

千叅ダムの治水活用については、幾つかの案は、まだどれに絞るといふところまでの議論にいていません。さらに、先ほどの資料の中にもありますように、それぞれの対策にかかわる費用計算もまだ出ていない状況であります。したがって、最終的に委員会として、費用も含めて、どれをどういふふうなところまで詰め切るのは、残された時間の中では難しいという状況に至っております。これを詰め切るところまでいかどうか、委員会が果たしてそこまでやれるのだろうかというふうなところも、ワーキングチーム、あるいは運営委員会でも議論をされておりますが、今のスケジュールで提言書をまとめる限りにおいては、難しい問題点は多々あっても、とにかく利水ダムの治水活用を画期的な手段として考えるんだ。とことん検討するということは、むしろ河川管理者の責任だろうという形での提言をせざるを得ないのではないかと。その検討した結果が本当に説得力のあるものかどうかということ、原案ができた段階で改めて委員会で審議をして、最終的な答申につなげていくということになるかというのが現時点での運営委員会での議論であります。

ヒアリングも不十分な面が残っております。これをもう1回やるかやらないかはまだ決めておりませんが、いずれにしても、次回の7月26日の全体委員会では、治水に関する基本的な委員会の意思決定をしなければならない。そういうスケジュールのもとに、ワーキングでこれからどこまで詰められるかどうかの議論をしていきたいと思っております。

今報告された内容についてのご質問、意見があれば伺います。

畑委員 先ほど神戸市の河川課長から、決してこれを否定するものではなくて、検討事項を詰めていただければ大いに考えられるようなことを言われました。以前からそういうことを言うておられるわけですが、例えば、最も簡単なA案にしましても、神戸市にこういう事前操作を任せてやってもらうというのは、神戸市としてとてものめる案ではないだろうと想像します。そのあたり、県と市とが協力して、治水サイドの管理に関しては、全面的に協力する。担当官が出向して、専門的な立場から管理をするというようなこ

とができれば、非常に実現性が高まってくると思います。

今回の治水に限らず、総合的に考えるという意味で、まちづくりにおきましての流域全体を見通した管理とか、武庫川を担当する責任を持って考える立場、あるいは組織というものがどうしても必要ではないかと思います。そういうことを考えますと、県としてももう少し市の方に協力をすることができないのか、そのあたり、少しお考えを聞かせていただければ幸いです。

渡邊 前のワーキングの神戸市との意見交換の中でもありましたけれども、そういった協力について検討していくにあたって、実務的な押さえをしておきたいというのが神戸市の水道局さん、この前来られた方の基本的なスタンスです。ある程度流域委員会としても目指すもの、あるいは河川管理者としても可能であろうと判断される条件、あるいは実際水道事業を営まれています神戸市さんとしての水道経営での対応、そういったものが事務的に整理された上で、市トータルとしての政策的な協力というようなことがあるだろうということを前に神戸市さんも言うておられたんじゃないかと思っておりまして、そういった順番でやっていく必要があるのではないかと考えております。

松本委員長 質問とすれ違っている感じがするんですが、渡邊主幹よりもむしろ田中参事あたりがお答えになった方がいいんじゃないですか。

田中 部参事の田中でございます。

畑委員の方からご指摘がございましたけれども、今考えているのは、治水利用ということで、じゃあ具体的にどういう手法を使っていけば治水として活用できるか、また担保性を確保できるかというのは、渡邊が申しましたような観点からこれから詰めていこうと思っています。

松本委員長からご指摘がありましたけれども、それを具体的に県と市の間でどういうふうに詰めていくかということは、総合治水をやっていく観点から非常に大事な話だと考えておりまして、担当者レベルでの議論はもちろんです、もう少し高度な判断を持った上で議論をしてまいりたいというふうに考えております。

松本委員長 ほかにございますか - -。

先ほど申しあげましたように、なおどの程度まで具体的に詰めることかできるかどうか、まだはっきりわかりませんが、いずれにしても、次回の委員会までに、さらに精査すべきことはし、最終提言にどのような盛り込み方をしていくかというところを検討した上で、次回改めてご報告をしたいと思っております。

千叅ダムの資料の検討につきましての議題はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

本日の主なる議題はこれで終わりました。資料 5 で、法西委員の意見書がついていますが、これはむしろ次回の最終的な治水対策、ダムも含めて意思決定する議論のときにご指摘いただいた方がフィットするのではないかと思います、いかがですか。

法西委員 そうですけれども、前回私欠席でして、環境のことについて述べられませんでした。今回もちょっとピント外れで、環境問題のことですので、兵庫県版レッドデータブック 2003 年の出た背景と兵庫県版レッドデータブック 2003 年の意義ということを書きました。下線の引いてあるところを家へ帰ったら読んでおいてください。

それから、1994 年にアメリカがダムは要らないという宣言をしたんですけれども、その重要な論文が簡単に出ています。翻訳は片岡さんがされているんですけれども、これも読んでおいて損はいきませんので、読んでおいてください。

以上です。

松本委員長 次回、26 日の委員会では、ダムの問題も含めて、治水対策についての委員会の意思決定を行うという議論の予定をしております。そのときにダムの環境問題等についても改めて議論がされるかと思っておりますので、きょうそのご意見が出されたということで、各自ご参照されるようお願いいたします。

これで本日の議題はすべて終了させていただきます。

住民からの意見書が数件入っております。これについては、後ほどの傍聴者発言でもご発言があるかと思っておりますが、次回の議論に直接かかわる件、あるいは本日の議論にかかわる件がございますので、それはまた各委員で反映をさせていただきたいと思っております。

次回の委員会の開催日程は、既に確認をしておりますとおり、7 月 26 日、1 時半から、逆瀬川のアピアホールでございます。これは確認とさせていただきます。

予定よりも時間がややオーバーしておりますが、傍聴者の方々、長時間ありがとうございました。ご意見をいただきたいと思っております。

丸尾 尼崎市の丸尾です。あと、つづきさんの大事な話が続きそうですから、簡単に申し上げます。

まず、きょうの基礎自治体関係 7 市の意見を委員の皆さんはとうとうぐあいに受け取りはりましたでしょうか。聞いておまして、今現在の状況を端的に表明されている、あらわされているとうとうぐあいに感じました。というのは、現在の委員会で出されている方向

づけが、1つは、基本高水を4,700側、具体的には4,651という基本高水を決められました。これがまず基礎にあるわけですね。その後、その実現をするために、いわゆる河道対策、あるいは流域対策をやっていかなきゃいけない。そこに向かって懸命な努力をいただいているということになります。それに水をぶっかけようという意図は毛頭ございません。そのために大いに頑張ってくださいたい。4,651を何とかして総合対策でもって達成してほしいという気持ちは非常に強いものがあります。何とかしてお願いをしたいと思いますが、ちょっと心にとめておいてほしいなということがあるんです。

というのは、きょうの関係市の表明が、4,651、1 / 100、整備計画で1 / 30というのが妥当とほとんどの自治体がそういうぐあいに表明されました。しかし、その後の総合対策については、最初の意見表明では、非常に困難である、難しいという意見が続きました。これは、今現在の流域委員会が方向づけているところに対するある意味では基本的な反応の仕方だろうなと。この意見を見て、こういうぐあいに多分思いはるんだらうなということになりました。現在の流域委員会の方向づけに対する社会的な一定の意見、結論だろうというぐあいに判断をしています。一番恐ろしく考えられることは、4,651というのが決められてしまって、それをもとに皆さんが考えていらっしゃるということです。

実は、4,651、4,700側をとった例の専門部会の結論というのは、これは科学的な結論でも専門的な結論でも決してありません。あの経過報告を読ませていただきましたら、最終的には多分高い方が住民は納得するやらうなと。これが最終的な判断材料になっています。これは決して専門的、科学的な結論じゃないということです。逆に言えば、それは専門部会で決めるべきことであつたのか。そういうことであれば、これは住民の意見をまず考えるべきことなんだと。住民の意見を主体に考えて、その意見をちゃんと拾い上げる努力をした後で、4,700、4,651という結論は出すべきだったんじゃないか。逆に言えば、4,700というのは、時間に追われて出してしまった。これは一つの失敗じゃないのかというぐあいに思います。

さっき申し上げたように、それに向かつての総合治水を千叡ダムを中心にして考えていこうというその努力を軽視しているわけでも、それに水をかけようとするわけでも決してありません。頑張ってもらいたい。ただ、その4,651が今後どういうことに影響を及ぼしていくのかということは非常に心配です。というのは、目の前にもう答申の期限は来ております。4,651が、答申の内容の総合対策と密接に結びついて決められたものだというぐあいに私どもは受け取っています。そこが切り離されてしまったら、言いかえれば、4,651

だけが行政側に渡されてしまったら、これはとんでもないことだと。その後は、仮に総合対策がだめだ、4,651 は達成しなきゃいかぬなら、新規ダムしかないじゃないかというような結論が見出されていく危険性は非常に多いと心配しています。

どちらにしても、住民がそういう基本高水について十分な合理的な判断ができるまでは、基本高水は決めるべきはなかったかと違うのか。それはいわゆる立ち戻りの原則で、十分に考え直してもらいたい。私の言った今の心配は、答申の中にもちゃんと盛り込んでもらいたいし、この 4,651 という数値を行政側に譲り渡したことで、この委員会が終わってもらっては絶対困る。後のフォローする組織も十分に委員会としては考えてもらいたい、こういうぐあいに思います。

以上です。

中前 西宮市の中前です。

西宮市の方からいろんな意見が出ておりましたが、私、西宮市民として申し上げたいんですけれども、西宮市民としては、ダムが治水として安全だとは思っておりません。行政の立場として、ああおっしゃるのはわかるんですけれども、武田尾というのは西宮市にあるんですね。西宮市にある武田尾溪谷というのは、物すごい大切なものなんです。だから、そういうものに対して西宮市が、武田尾溪谷は守りたい、自然を残したいという思いを持っていただきたいんです。まず何よりダムをつくるというような姿勢は、西宮市としてやめていただきたいんです。そのことを西宮市民として申し上げておきます。

つづき 西宮のつづきです。きょうは、資料、意見書を配らせていただいていますので、ごらんになっていただきたいと思います。

きょうの私の意見書の内容は、副題に書いておりますように、これまで武庫川下流部の流下能力の問題についていろいろと意見を述べさせていただきましたけれども、その流下能力の算定のもとになる粗度係数について、ワーキングチームの中では残念ながらこれ以上議論しても仕方がないと、そういう意見の取りまとめがなされたようなご報告でございましたけれども、その粗度係数にかかわる問題として、粗度係数を決定していく大きな要因であります代表粒径の設定や河道区分が正しいのかどうかということについて、意見書を書かせていただきました。

最初に、この間明らかになったことは、痕跡調査の精度が年ごとに差があるにしても、平成 10 年 10 月、平成 11 年 6 月、平成 12 年 11 月、平成 14 年 9 月の洪水痕跡からの逆算粗度係数は、県の主張する推定粗度係数をいずれも大きく下回るという事実が明らかにな

った。これは今までもお配りしておりますが、資料1にあるとおりです。

また、逆算粗度係数で流下能力の検証を行えば、県の検討資料でも、甲武橋下流ではどの箇所でも3千数百 $m^3/s$ の流下能力があるということ。これも以前お配りしましたが、資料2で、今回は白黒でわかりづらいということでしたので、カラーで入れておりますので、ごらんいただきたいと思います。この事実が確認されたということは、非常に大事な問題だと思います。

問題は、(2)で書いておりますように、県の設定する推定粗度係数と実際の洪水から逆算された逆算粗度係数が大きく相違する場合は、さかのぼって代表粒径の設定の妥当性を検証することが必要だということが、河道計画検討の手引きで述べられているわけです。規定されているんですが、実際はそれが行われていないということが問題だと思います。

これまでの議論の中でも、県は盛んに推定粗度係数が正しいというように言われているんですけども、河道計画検討の手引きで引用しておりますように、大きく相違する場合は、代表粒径を設定した根拠が正しかったのかどうかということまでさかのぼって検証しなければならないというのが、河道計画検討の手引きの内容です。そういう点で、県の代表粒径の設定についての疑問を次に述べたいと思います。

その1つが、まず潮どめ堰のすぐ下流に当たります河道区分2 (15~25+50)、いわゆる河口から2kmあたりというところですが、この代表粒径が45mmとされておりますけれども、これが妥当かという問題です。県の粒度分布調査が平成14年の報告書に出ているんですが、この調査方法自体が、後の平成16年の台風23号の後の調査でもそうだけれども、基準に見合った調査を行っていないということです。

県は、例えば平成14年の報告書の粒度分布調査では、1kmに1カ所を基本として調査をしたと。その箇所の選定も、あらかじめ作業性、採取の確実性などを考慮して、砂州上を対象とした、しかも砂州の最も水面方向に突き出た箇所付近というようにしております。

平成17年7月の調査でも、1断面に1カ所というような形でしかやっております。しかし、「河川砂防技術基準・調査編」では、河床材料の調査は1km間隔、1断面について3カ所以上とるというように規定されております。県の調査方法自体が、この技術基準に外れるやり方をやっている。さきの平成14年の報告書でも、採取しやすい場所を選ぶということでやっておりますから、県の資料を見ていただいたらわかりますが、1kmピッチには実際はとっていないんですね。砂州があるところを順番に選んでいるということですから、そういう意味でも大幅にずれが出てきております。

しかも、河口から2 km 地点の代表粒径の設定は平成14年の報告書に出ているだけで、その後のデータは、公表したのかどうかわかりませんが、公表されておられません。平成14年の報告書を見ても、いわゆる代表粒径として選ぶ60%の値を見ても、10mm程度というようになっております。

また、県は、武庫川流域委員会の皆さんに報告をしているかどうか知りませんが、平成3年3月の武庫川潮止め堰水理模型実験報告書というものを以前出してあります。その23、24ページ - - 資料3の方で添付してあります - - を見ていただいたらわかりますが、このときには、潮どめ堰前後の粒度分布調査はある程度やっているわけですね。この河口2 km 地点の代表粒径60%の値は、河道みお筋部で2 mm 程度、砂州上で4 mm 程度という県の調査結果が出てあります。

ところが、これをこの区域の代表粒径として定めるのではなくて、次のように書いてあります。将来的に土砂供給の減少が予想されるため、安全側を考えて、その上流区間 - - 潮どめ堰から仁川合流点の代表粒径45mmを採用すると。潮どめ堰の水理模型実験では、2 mm とか4 mm が代表粒径というような調査結果を出しながら、今回の河道計画では、今後土砂が来ないだろうということで、45mmを採用するという強引な決定を行っております。こういうことをやるのであれば、もともと2 km であろうが3 km であろうが、調査する必要も何にもないという問題があると思うんですが、いずれにしても、この区間の代表粒径を45mmと決定する根拠は全くないと言わなければならないと思うんです。

事実、先ほど言いました水理模型実験は、潮どめ堰をつくったときだけの問題じゃなくて、今後とも潮どめ堰が有効に作用するかどうかという調査ですから、もしそうであれば、潮どめ堰の水理模型実験も、代表粒径が45mmの場合どうなるのかという検討がされていてしかるべきですが、そういった検討はされていないわけです。

次に、ですけれども、今言いました箇所の上流部に当たる河口から3 km 付近は、これまでも何度も指摘をしておりますが、阪神電車橋梁上流部、旧国道のあたりになってくるわけですが、県が武庫川下流部で一番流下能力がないと言っている箇所です。ところが、この箇所の河床材料の土砂の状況が一体どうなのかということは、整備計画そのものにも重大な影響を与える内容なわけです。そういう意味では、整備計画全体の重要なポイントとも言える箇所だと思います。

ところが、この3 km 地点の粒度分布調査結果は、平成14年あるいは平成16年の台風23号後の調査のところでもいまだ発表がされておられません。平成16年の報告書には、調査地

点位置図ということで添付をしておりますけれども、3 km のところが調査地点として、県の報告書の全体図面上に明記されております。ところが、その 3 km 地点の調査結果は報告書の中には一切出てきていない。調査はしたけれども、データを公表していないのではないかと私は考えざるを得ないんですけれども、この点について、県はちゃんと疑問に答えるべきだと思います。

さらに、さかのぼって平成 3 年の先ほどの潮止め堰報告書を見てみますと、2 km 地点での粒度分布調査、あるいは 3 km 地点の粒度分布調査が出ております。いわゆる 60% のところでは、河道みお筋部で 1.9~2.87mm、砂州上でも 2.97~4.57mm と、これはいずれも上の層の土砂を取り除いた下層部分の結果ですけれども、県は粒度分布調査結果を何ら発表もせず、ここを代表粒径 45mm 区間としていると。実態と全く乖離した設定の仕方ではないかと思えます。

その点で、河道区分についても私は疑問に思うわけです。現地を見ていただければわかりますが、河口から 4 km の地点から 3 km 方向に、下流に向かって川の中を歩いて調べてみますと、私も余り雨の降らない時期に歩いてみましたが、少なくとも土砂の粒径は目に見える形で細くなるという状況です。30cm も下を掘ったりはしておりませんが、私が手で 5 cm、10cm 掘った状況でも、明らかに粒径が細くなっている。潮どめ堰の下流だけではなくて、上流側も水が始終湛水しているわけですから、潮どめ堰下流状況と水理模型実験の調査データと同じように、粒度分布が非常に細くなっているのではないかと推測されるわけです。そういう点からも、3 km 地点を河道区分 2 に入れずに 3 に組み入れているということは、河道区分の設定自体も非常に疑問に感じるわけです。そういう点で、一番ポイントであります河口から 2 km あるいは 3 km 地点の代表粒径を 45mm としていることは、全面的な再検討が必要ではないかと思えます。

それから、その上流の 4 km から 9 km 間の代表粒径の設定の仕方が妥当かという問題です。平成 16 年の報告書で、4 km から 9 km 間の代表粒径を平成 16 年の粒度分布調査に基づいて設定したというようになっているわけですがけれども、実際の粒度分布調査を見てみますと、資料にもありますように、ちょっと見にくいかと思えますが、カラーであればわかりやすいんですけれども、資料 5 - 2 の左側、手書きで 4 km から 8 km 下層と書かせていただいておりますが、その下の図です。これが県の粒度分布調査結果の内容ですが、見ていただければわかりますが、左側の勾配が緩い方が 4 km、5 km、6 km の下層部分の粒度分布調査結果です。右側のかなり立ち上がっている形の部分は、10mm 以下を切り捨てて、そこで 60% の



値を決めている、いわゆるポピュレーションブレイク後と県が言っている粒度分布に基づく代表粒径の決定の仕方です。

この中の 4 km、5 km、6 km 地点を見てみますと、60% の値は、4 km で 4.3mm、5 km で 4.3mm、6 km で 6.3mm です。45mm というものとはけた外れの数値になっております。また、7 km、8 km もそれぞれ 16.7mm あるいは 18.3mm となっております。これをそのまま素直に見れば、どうやって代表粒径が 45mm になるのかと疑問に思うわけですが、県は、そこからさらに、4 km、5 km、6 km については触れておりませんが、7 km、8 km のところの粒度分布調査結果から 10mm 以下の粒子を切り捨てて、残りのデータで 60% 値を決めるという形にしております。

しかし、これは河道計画検討の手引きの規定からいいますと、示されているやり方に反するやり方ではないかと私は思います。河道計画検討の手引きでは、いわゆる 60% 値が 1 cm - 10mm 以下の場合、その値を代表粒径とするとされております。60% 値が 10mm 以下の 4 km から 6 km の地点は、この規定に基づけば、ポピュレーションブレイクをする必要もないし、ポピュレーションブレイク後の値を採用すること自体、実態と大きく乖離するということになると思います。

一方、ポピュレーションブレイクをする場合について、河道計画検討の手引きでは、60% 値が 10mm を超える場合で、かつ A''' とあるんですが、いわゆる粒子の細かい部分、その集団が 30% 以上となる場合とされており、それについては詳細な手順が示されております。県が 10mm 以下を大胆に切り捨てるというやり方をしたということですが、これの詳細な手順は何ら発表されておられませんし、ポピュレーションブレイクをする以前の 7 km、8 km 地点の粒度分布データも報告書の中には書かれていないという状態です。

以下、5 ページ、6 ページがありまして、ゼロックスをとったつもりだったんですが、とじられていないので、口頭で述べさせていただきます。

そういう点で改めて見てみますと、県がポピュレーションブレイクをする基準にした 10mm というものを、4 km、5 km、6 km 地点でそれぞれ見てみますと、10mm 以下の粒度分布の中での構成比率は 73%、73%、67% という状況になります。逆に言えば、7 割を切り捨て、3 割の粒度で低水路の流量を決めるというようなやり方を県がしたということになりますけれども、これが妥当と言えるのかどうかという点で、私は非常に疑問に思うわけです。

もう少し見てみますと、先ほどの平成 14 年の県の調査報告書の中でも、ポピュレーショ

ンブレイクの検討はしております。しかし、そこでは、今回の平成 16 年の調査報告のように 10mm 以下を機械的に切り捨てる - - 機械的ではないと県はまた別の説明をされるかわかりませんが、いずれにしても 10mm 以下を切り捨てるというようなことはしておらず、その検討の際は 0.8mm 以下を切り捨てるポピュレーションブレイクをしているということと比べても、平成 16 年の調査報告書の中身は極めて異常な扱いの仕方ではないかと思えます。

7 km、8 km の加工前の粒度分布調査結果は示されておられませんので、そのことについては今回言及いたしません。少なくとも 4 km、5 km、6 km 地点は、60% 値が 45mm とはけたが違う低い値になっておりますから、河道区分の中でも区分けをするなりして、検討してしかるべきではないかと思えます。そういった点で、河道区分の問題、代表粒径の問題を再検討するべきだと思えます。

最後に添付しております資料 6 をごらんいただきたいと思えます。資料 6 は、美しい山河を守る災害復旧基本方針の中から抜粋、コピーをとらせていただいたものですが、その一番下のところに表 I - 1 - 1 というのがあります。河床部の代表粒径と粗度係数の関係を非常にわかりやすく書いておりますので、添付させていただきました。

ここでは、県は、武庫川下流部の粗度係数について、0.031 とか 0.032、それから 0.034 というような値を採用しておりますけれども、この表の粗度係数の A の欄を見ていただいたら、河床が玉石で、しかも直径 20cm から 40cm の玉石がごろごろしている河床が、n 値の 0.034 に相当するということに書かれております。ちなみに、粗礫が小さい 2 cm から 5 cm 程度という状況であれば、粗度係数は 0.029 ぐらいを見込めばいいということが、この表の意味だと思えます。

そういう点でも、県の武庫川下流部の河床の粗度係数が 0.034 というように規定して、流下能力を決定するというのは、極めてむちゃなやり方ではないかという点からも、私は再検討してしかるべき問題だと思えます。

抜けているページについては、後で流域委員会の方に提出させていただきますけれども、以上の口頭と文書で指摘させていただきました内容、疑問点について、文書で県の方から流域委員会に回答していただくように、ぜひお願いしたいと思います。文書で必ず出させていただきますと思います。

それから、資料は示してありませんけれども、阪神電車の武庫川橋梁のところの台風 23 号時の洪水の水位がどこまで来たのかということで、県自身が洪水痕跡調査をやりながら、

そのデータは余り信用できないんじゃないかという形で、別の方の洪水後の橋脚の写真を示されて、洪水痕跡は当てにならないんだということに利用されておりましたけれども、これは県自身の怠慢を逆に示しているというように思うんです。

といいますのは、阪神電車の武庫川橋梁、私もいろいろと調べてみました。そうしましたら、武庫川橋梁の橋げたの幅の中央部分に、水面の方に向かって超音波の計測器が設置されておりました。県の方で設置したのかと思って聞きましたら、県ではないと。阪神電車の方にお聞きしましたら、阪神電車がけたの安全性確保のために設置をしているということでした。

では、台風 23 号時の最高水位がどういう状況でしたかとお聞きしますと、けた下から 2.4m が 23 号のときの阪神電車で把握している最高水位だという報告をいただきました。そのデータは、2004 年 10 月 20 日の 17 時 50 分から 18 時の 10 分間、3 秒置きに超音波の水位測定器は働いているようで、その 10 分間の最高水位の平均値がけた下 2.4m の位置であったということでした。

これを逆に見てみたら、あの写真とは全く違って、洪水の水面はもっと低かった、あの写真とは比べものにならないくらい低かったということが明らかになります。河道計画を決める上で、県が考えている武庫川の河道で分担する流量にほぼ匹敵するような流量が流れたとしているのであれば、流下能力問題は真剣に検討してしかるべきですし、洪水痕跡についていささかでもあいまいだと思うのであれば、いろんな角度から徹底して調べるのが当然なのに、なぜ阪神電車の方に問い合わせも調査もしなかったのかということ自体、非常に疑問に思います。

もう 1 点は、せんだっての 6 月議会でも問題になったんですが、潮どめ堰に県の水位計が設置されておまして、最初の方に述べました平成 10 年、11 年、12 年のときの逆算粗度係数を決める際の洪水痕跡のデータとして、潮どめ堰の水位計が使われております。ところが、今回の台風 23 号の洪水痕跡調査ではきれいに消え去ってしまっていると。私は、ここを非常に不思議に思うわけです。この問題を議会でも取り上げましたら、副知事が機械が壊れていたというように答弁をしたわけですがけれども、実はこれは大変なごまかしの答弁です。

といいますのは、潮どめ堰の水位計そのものは、台風 23 号のときもちゃんと機能していたんですね。尼崎港管理事務所の方にその水位の記録が送られてくるわけなんですけれども、それを記録、印字する機械のインクがなかったのか何か知りませんが、曲線か折れ線

かがちゃんと所定の用紙に記録されていなかったということを県の現場の所長さんや担当の方が教えてくださったわけです。ですから、水位計そのものは動いていたと。しかも、磁気記録ができていなかったけれども、水位計のデータ、刻々と変わる水面のデータは、見ていただいたらわかりますが、ちゃんと画面で表示されているんですね。現在OP幾らと、水位が変わるたびにぱっぱっぱっ変わるというようなことで、職員が見さえすれば、そのデータが読み取れるわけです。その記録もないというのが、県の方の答弁でした。

しかし、県の水防計画では、武庫川が一定の水位になれば、潮どめ堰の水位の記録について、少なくとも1時間置きに県庁の水防本部に報告をしなければならないということになっております。ところが、そんな記録はないというのが、私がお聞きしたときの口頭の返事でした。

私は、これは不可解きわかりないと思います。といいますのも、この箇所はどうでもいいような場所ではなくて、県自身が一番危険だと言っている箇所の水位計です。しかも、あのおとき、大変な洪水になったという問題が起きたわけですから、水位が一体どうなっているのかということの水防本部が心配して、阪神電車橋梁の前後大丈夫なのかということも心配して、いろいろ状況を把握するというのが、水防の取り組みの基本だと思うんです。データの記録を一切していない、現場にも報告を求めているということでございましたが、では、県が一番危険箇所についての水位把握に全く関心もなく、何も注意を払っていなかったのかという重大な問題が出てくるんじゃないかと思うんです。

いずれにしても、この点についていろいろお聞きしたのは、口頭でご返事をいただいている状況なので、今言いました疑問点についても文書で流域委員会に回答していただくように、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。これで傍聴者からのご発言を終わります。

最後に指摘された件、毎回かなり具体的な資料でご指摘いただいておりますが、これはまた委員会の方でしかるべく取り扱いたいと思います。

では、これにて本日の委員会の審議をすべて終了させていただきます。

最後に、議事骨子の確認をして終わりたいと思います。事務局、よろしく申し上げます。

長尾 議事骨子を読み上げさせていただきます。

平成 18 年 7 月 10 日

第 46 回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事録及び議事骨子の確認

松本委員長と川谷委員が、議事録及び議事骨子の確認を行う。

2 運営委員会報告等

(1) 「第 56 回運営委員会 (7 月 7 日開催)」の協議状況について、松本委員長から説明があった。

(2) 原口県土整備部長からあいさつがあり、県の委員会に対する考え等の報告がなされた。

3 流域 7 市のヒアリング

委員会のこれまでの審議と提言の方向について、流域 7 市 (西宮市、伊丹市、宝塚市、神戸市、三田市、篠山市、尼崎市) から、治水安全度とその対策を中心に発言があり、委員と意見交換を行った。

4 総合治水対策の検討

(1) 総合治水ワーキングチーム会議の報告

「第 44 回及び第 45 回総合治水ワーキングチーム会議協議結果」について、松本委員長から報告があった。

(2) パブリック・コメントの取扱い

「参画と協働関連施策の 3 か年の報告」について、事務局から説明があった。

河川管理者から、武庫川流域河川整備計画について、パブリック・コメントを実施する方向で調整中であり、時期・方法について、現在検討中との報告があった。その参考として、「千種川水系 河川整備基本方針・整備計画 策定フロー」の説明があった。

(3) 千苅ダムの治水活用検討

総合治水ワーキングチーム会議で検討された「千苅ダムの治水活用に関する検討資料」について、河川管理者から説明があった。

委員会として、どの程度まで検討し、どのように提言に盛り込むか、総合治水ワーキングチーム会議で協議の上、次回流域委員会で報告する。

(4) 委員からの意見書

法西委員から、意見書の説明があった。

5 その他 (今後の開催日程)

・第 47 回委員会は、平成 18 年 7 月 26 日 (水) 13:30 から、宝塚市アピアホールで開催する。

以上です。

松本委員長 これについて、何かご意見ございますか - - 。

特になければ、これにて確認をさせていただきます。

これで本日の議事をすべて終了いたします。長時間ありがとうございました。